

平成 23 年多賀城市議会決算特別委員会会議記録（第 3 日）

平成 23 年 10 月 5 日（水曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 金野 次男

副委員長 米澤 まき子

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

藤原 益栄 委員

佐藤 恵子 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

昌浦 泰己 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 鈴木 典男

市民経済部副理事(兼)市民課長 加川 昭

税務課長 郷家 栄一

収納課長 佐藤 利夫

農政課長(兼)農業委員会事務局長 狩野 正幸

市民経済部副理事(兼)商工観光課長 佐藤 秀業

こども福祉課長 但木 正敏

健康課長 浦山 幸一

介護福祉課長 松岡 秀樹

保健福祉部理事(兼)国保年金課長 大森 晃

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

下水道課長 江口 明

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 佐々木 清光

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

文化財課長 加藤 佳保

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

上水道部副理事(兼)管理課長 小幡 誠志

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

生活環境課参事(兼)生活環境課長補佐 今野 淳

社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 阿部 英明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則

管理課参事(兼)管理課長補佐 鈴木 利秋

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

● 議案第 56 号 平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

● 一般会計

● 歳出質疑 第 10 款教育費～第 14 款予備費

○金野委員長

おはようございます。

決算特別委員会も残すところあと 2 日となりました。本日も皆様の御協力を得て粛々と進めたいと思います。よろしく申し上げます。

ただいまの出席委員は 17 名であります。

本日、根本委員の方から若干おくれる旨報告がありました。御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

それでは、議案第 56 号 平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを議題といたします。

昨日に引き続き一般会計歳出の質疑を行います。

農政課長から発言を求められておりますので、これを許可します。農政課長。

○狩野農政課長(兼)農業委員会事務局長

きのう昌浦委員の御質問の中で、漁業家が 3 戸ということで申し上げました。大変申しわけございませんが、7 戸に訂正させていただきます。と申しますのは、ノリ、ワカメのほ

かにアサリの養殖をやっている方がいたということでございましたので、合計7戸ということでございます。よろしくお願いいたします。

○金野委員長

昌浦委員、よろしいですか。

それでは、第10款教育費から第14款予備費まで質疑を行います。ありませんか。戸津川委員。

○戸津川委員

それでは、2点お願いいたします。

資料7の139ページ、スクールカウンセラーと心の教室相談員に関する件と、もう1点は学校給食にかかわる件で質問をさせていただきます。

まず、1点目の139ページ、140ページに関係するんですけれども、こういう制度が入って子供たちのさまざまな問題に対応していただいていることに、私も本当にありがたいというか、私の時代にはなかったことなので大変助かっているだろうと思います。139ページの資料で私がちょっと気になりましたのは、多賀城中学校、二中に比べて、東豊中とか高崎中にスクールカウンセラーに相談される生徒の数が大変多かったんだなというふうに思いました。こういうときに、どのように対応をされるのか、ちょっと1人では大変だったのではないかと懸念がありまして質問をいたします。

全く同じようなことなんですけれども、心の教室相談員に関しましては、140ページですけれども、多賀城中学校の方が大変これも突出して相談件数が多くなっていますが、ここは余り気にならないというか、延べ人数が余りあれですが、学校特有の何かそういう問題があったのか、それとも何か特別な事情があったのか、そのあたりが気になりまして御質問をさせていただきます。お願いします。

○佐々木学校教育課長

まず、スクールカウンセラーの件につきまして、各学校の内容を大ざっぱではありますけれども見ますと、多賀城中学校の相談件数の上位は不登校、家族関係が多く、東豊中についてはどちらかというと教員の方が、生徒対応についての相談が上位に来ております。また、高崎中学校においては不登校が上位に来ているわけですが、委員御指摘のとおり、心の教室相談員を見ると多賀城中の方が多くなっています。これはスクールカウンセラーも心の教室相談員も中学校に定着をしているということがまず第1点挙げられます。また、生徒の方でどちらに相談をするのか、これは生徒の方の判断でやっているわけですが、例えば専門的な相談に行くのか、あるいはちょっと話聞いてという形で行くのかという部分ですが、ただ教育委員会としましては、学校としましては、どちらも大事な存在であるというふうに認識をしておりますが、ただこの辺の相談件数のスクールカウンセラーと心の教室の相談の若干の統計の差につきましては、なかなかはっきりこうだというふうな部分はないのかなと認識しているところでございます。

○戸津川委員

特別に何か問題があったということではなく数字としてこのようにあらわれたということであれば特に心配はないと思いますが、それに関して、一般質問でも一回申し上げましたが、心のケアといいますか、震災後の心のケアという意味では、果たして今までの態勢でいいのだろうか。ここのスクールカウンセラーとか心の教室相談員というところを充実

させていく必要はないのかどうか、そのあたりが大変懸念されますけれどもいかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

委員御指摘のとおり、そういった相談活動、特に人を多く配した中での子供たちのケアに取り組むということで、今年度はたくさんの支援の方々がいらしています。例を挙げますと、まず震災以降、宮崎県から臨床心理士の方が派遣されて八幡小学校に随分の間常駐をしていただきました。また、多賀城中学校においては、養護教諭、こちらは岐阜だか愛知県からの支援で、県教委をすべて通して配置していただきました。また、その方々が各学校、その学校ごとではなくてその学校にいるわけですが、ほかの学校への対応もしていただいております。それから、東京都が5月以降、宮城県内に100名の現職の先生を派遣していただきまして、その中で多賀城市としましてもぜひ要望をしまして東豊中学校の方に2名の現職教員を配置しております、うち1名は8月でお帰りになりましたが、その後も県の方の配慮をいただきまして講師の先生をつけていただきましてやっております。

また、震災直後からも市教委としましても、山王小学校において全員の研修会を4月6日に開いて、やはり心のケアに取り組む先生方の研修会がまず第一だろうということで、4月6日、これは恐らく県内でも一番早かったのではないのかなと思っております。臨床心理士の方をお呼びして全体研修会並びに5月以降、地元の小児科医の先生をお呼びして保健主事、養護教諭、生徒指導主事等で市教委としましても研修会を開く。さらには、各学校で県教委主催の研修、それなりの研修会等に行っております、何とか先生方の研修の充実に努めているところでございます。

○戸津川委員

私、阪神・淡路大震災のときに被災された先生からお伺いしたことで大変印象的だったのが、子供の荒れというのはすぐには出てこない。しばらく何年、4年、5年、もっと長い人もいるのかもしれませんが、そういうスタンスで考えていかなければならないということ聞いてびっくりしました。そういう意味でも、これからも多賀城を背負っていく子供たちですので、ぜひ心のケアの存続をよろしくお願いしたいと思えます。

次に移ります。

177ページの学校給食のことなんですけれども、まず1点目、学校給食の会計のことが出てないんですけれども、会計のことの質問なんですけれどもよろしいでしょうか。

実は、震災の後、この前の議会でも説明がありましたが、給食が予定どおりできなかったので返金をしなければならないという事務処理が生じたということがございました。その件で、私のところに、その会計処理が本当に負担であったという、それは本当にそのとおりだと思います。避難所になりながらそういう中で給食の事務処理をしたんですからだと思いますけれども、その会計のことについて、いつも先生方がもちろん各学校で給食の会計はやっています。そういうことについて、私も現職のときからずっとお願いはし続けたんですが、学校の中ではそういうふう子供たちの教育と、本務ではないと言ったらちょっと語弊があるんですけれども、そういうことにも忙殺されながら先生たちの多忙の状況が進んでいるという問題が1点あります。そういう意味から、切にこれはお願いなんです、学校給食の会計をぜひ何とか市の職員を何人か配置していただいて、何校かかけ持ちでこれは構わないと思うんです。1校に1人ということではなくて、例えば何校かに1人を配置していただいて先生方の雑務を少しでも和らげていただくというお考えはないでしょうか。お願いします。

○佐々木学校教育課長

確かに給食費につきましては、各学校内で教職員に公務ということで校長から公務を受けて担当教職員がやっているわけでございまして、なかなか一人一人の部分の入金状況を確認をするということは負担であるということはいろんな方からも聞いているところでございまして、各学校において子供たちと親とのつなぎの部分では、やはり担任教諭と担当の教職員が連携をとり合っていくことが教育上望ましいことだと考えておりますが、ただいま委員が御指摘のありました負担軽減についてですが、これにつきましてちょっと時間をいただきまして考えていきたいと思っておりますが、まず原則的にいろんな学年会計、学級会計はそもそも教職員の公務としてやっている部分、当然学校全体の給食についても公務として割り当てられているという認識でいることについては、御理解をお願いしたいと思っております。

○戸津川委員

大変だということを知っていただければ、やがてそういう目が向くのではないかとと思ひまして、私も議員になりましてぜひそのことを、現場からは言いにくいことではあります、すごい強い願ひがありますので、頭の隅にぜひ入れていただひて何とか軽減に向かつて少しでも動くようによろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つなんです、学校給食に牛肉のちょっと問題のあるものがまざっていたという件がございました。そのシステムといひますか、安全を確認するシステムといひるのはどのようになっているのか、その点を質問します。

○佐々木学校教育課長

いろいろな市民の方々、保護者の方々に御心配をおかけしたことをまずおわびを申し上げたいと思ひます。

さきに委員の御指摘あった牛肉については疑ひのあるということでお知らせをしたわけでございまして、まず食の安全につきましては、こちらでまず多賀城市農政課とJA 仙台多賀城支店が多賀城産については放射能物質が含まれていない、不検出であるということはお存じのとおりかと思ひます。なお、それ以外につきましては、牛乳については県の方からも大丈夫であると。そのほか調理委託業者を通じて食材を仕入れているわけでございまして、関係の業者の方からすべて、例えば豚肉、鳥肉、ホウレンソウ等、すべてについて放射能物質は不検出であるという旨が定期的に報告が来ます。9月に至っては、9月8日から9月20日の段階ですべて不検出であるというふうに来ておりますので、宮城県内すべての給食については、不安感を持たれているのは正直あるかと思ひますが、放射能物質が不検出ということでは何とか安心して食べていただければと願ひしているところでございまして。

○戸津川委員

わかりました。ひとつこれは教育委員会というよりは多賀城市長にお願ひしたいんですけども、実は国の方では食品の安全のための測定器、これは大変高いものだと思いますけれども、それを設置したい、ぜひ購入したいというときには国が援助をするとはっきり言っているところでございまして。ところが、まだ県の方としてそういう要望を出していないとお聞きました。ぜひお隣、福島のことでありまして、仙台市の方ではもはや食品の安全点検を始めたとは聞きましたけれども、県としてぜひそういうものを購入するように国にお願ひしてくれと、国で補助を出すと言っているわけですから、そのことをぜひ市長の方からも県にお願ひをしてほしいと思ひますのでいかがでしょうか。

○菊地市長

ちょっとその辺、私もまだ察知しておりませんので、よく調査してから答えたいというふうに思います。

○深谷委員

144 ページの、間違っていたらあれなんですけれども、社会教育関係団体育成補助の多賀城市民会館文化事業協会、これは 22 年度については文化事業協会の方で補助金をお支払いをしているいろいろな事業を組んでいただいたと思うんですが、これについてはっきり前回の指定管理者の委託をするときに、この団体、協会自体をどのような形で持っていくのかということと、あとはこの補助金、これからその事業関係も指定管理者である JM でしたか、あの方でいろいろやっていただく中で、この補助金というのは 24 年度からも継続していくものなのかということをお伺いしたいんですが。

○永沢生涯学習課長

市民会館文化事業協会に関するお尋ねだと思いますけれども、こちらは 22 年度で解散をしております。したがって、22 年度のこの 100 万円の補助金が補助金の執行の最終年度ということになります。

指定管理者指定の際にお話を申し上げたのは、今まで長い間委員方には芸術文化にかかわっていただいたので、今後は何らかの形で御指導、御支援をいただくような組織化をしてまいりたいというお話を申し上げたところでございます。

○深谷委員

その後の何らかの形という形は今のところはどういうふうになっているのでしょうか。

○永沢生涯学習課長

実は、2 月だったと思いますけれども、2 月に文化事業協会の理事会を開催しまして、委員方にそのお願いを申し上げました。一部は指定管理者のモニタリングをする委員に御支援をいただきたいというお願いが 1 点。それから、もう一方は、指定管理者の方でいろいろ芸術文化に御助言をいただく懇談会のようなものを設置したいので、そちらにも御加入をいただきたいというお話があって、そのお話を実は申し上げたんです。もう少しその話し合いをしながら、だれがどっちに行くのかを決めましょうということになっておりましたけれども、震災で、現段階では休止状態ということになっております。

○深谷委員

了解しました。多賀城市の文化事業に寄与してきた方々でございますので、意見を参考にしながらよりよい指定管理、運営をできるように、そしてまた維持できるように頑張ってください。

それから、131 ページの学校ホームページなんですけれども、平成 22 年度はその支援した、3 年間の緊急雇用のやつでホームページの作成の支援業務ということだったんですけれども、21、22、23 年度で終わるとは思うんですが、市役所のホームページの方も確かに震災のときには本当にチェックしていたなというところで、この学校のホームページもやはりそういった部分も担えたのかなと。ただ、震災のときの情報提供、もちろん先生方も避難所の運営に当たっていたりだとかそういった部分で難しかった部分はあると思うんですけれども、やはり今の保護者の世代でインターネットを使えない環境の方というのはそうそういらっしやらないような部分を見ると、学校のホームページを頼りに学校の情

報を得ていたという方々が往々にしていらっしやると思うので、仙台市なんかのホームページを見ますと、学校によりけりなんですけれども、その学校での今の震災以降の12日からの状況であたりだとか、こういうことに困っているだとか、学校のホームページからもそういった情報を求めているような部分がありました。ただ、多賀城の学校のホームページは一応震災からちょっと一瞬とまっていた部分があったので、やはりそういった部分はホームページというものが認知度が上がったきたというか、このアクセス数を見ても本当にウナギ登りで上がっているような状況もありますので、そういった部分をもっともっと活用していただきたかったなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

御指摘のとおりまさにそのとおりでございますが、震災直後においては学校の方はなかなか避難所運営に県費負担の先生方が御尽力をいただいていたと。なかなかホームページまで更新が、情報発信ができなかったことは事実でございますが、市教委としましては、地域コミュニティ課と連携しまして、例えば卒業式は何月何日だとか、入学式は何月何日という形でホームページ上でまず、ウェブ上で情報発信を、学校全体としての発信に努めていたところでございます。なお、4月以降は順次回復をしまして随時更新をしているところでございますが、平時にあって調べてみますと、地域コミュニティ課の状況を見ますと、時折ベストテンに入っていたこともございますものですから、今後とも更新の頻度、タイムリー、時期を選んだアップ、それから学校によっては校長みずからブログでほぼ毎日アップしている学校、情報発信をしている学校もあるものですから、学校状況によって違ってくるわけでございますが、その辺学校の方に、先ほど言った更新の内容の充実と更新頻度のアップということにつきまして、指導をしてまいりたいと思っております。

○深谷委員

よろしく願いいたします。

147ページの学校支援地域本部事業でございます。これも本当に21年、22年とすばらしい成果が上がっているなということで、これは今後の多賀城市内の中学校区ということで進めていくというお話はお伺いしておりましたが、今後のスケジュールといいますか、どういうふうな流れで進めていくのかというところをお伺いしたいんですが。

○永沢生涯学習課長

これは基本的に2年ごとに1校ふやしてまいりたいという計画でやっておりまして、実は今年度、もう1中学校区で展開する予定にしておりましたけれども、あの震災でちょっと足踏み状態ということであります。

○深谷委員

2年に1校で中学校四つですから大体8年で、今回で震災で延びるからもうちょっとかかるのかなと思うんですけれども、これに今かかわってられるコーディネーターの方とかボランティア、それからその地域の方が参加した内容をお伺いしますと、学校を通して地域の子供と大人がつながれることで、今回の震災でも顔見知りの方との触れ合いが心の安心をもたらすみたいな部分もあったというふうにお伺いをしました。東小学校ですか、震災中もあそこは避難所になってとかいろいろあったときに、やはり地域の大人が学校の子供たちの面倒を見るだとかそういった形が本当にスムーズにあったような形も見えたので、2年に1校のスピードもずっとやっていけばだんだんとそういう地域のつながりをつくるコツだったりとか何だというのがわかるような部分もあると思うので、時間をかけることももちろんなんですけれども、だんだんとなれてきた中で2年で1校という、8年で

4校ですか、それが例えば7年で4校になれるぐらいのそういうスピードもあわせ持ってやっていただければ、本当にいつ、天災もそうですけれども地域とのかかわりというのが震災から直後はあったんですけども、今半年たつとなかなかもう知らない人とあいさつをする機会がないというような子供たちもおりますので、そういった大人も一緒にいるので、やはりこういった触れ合う機会のきっかけをつくる部分も市として進めていかなければいけないのかなというふうに思うので、そのスピード感を持ってやれる部分はちょっとスピードを上げてやってもらえるとよりよくその地域と子供の関係ができるのかなというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○竹谷委員

まず、細かいことは別で、確認だけです。7の180ページから182の上段まで、今回の震災にかかわる費用が出ております。確認です。これは専決処分もあって財政調整基金崩しても緊急対応しなければいけないだろうということをやったものだと思いますけれども、約1億6,200万、一般財源から出したような決算になっております。この金額が国の方からどのような形で負担されてきているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

災害復旧事業関係の経費です。11款に関しましては、年度末ということにもありまして、その部分に関しましては国庫補助が入るといこととか、あとは地方債の発行で対応するということができないものでありました。特に大きな部分としましては、災害廃棄物の処理に関しての部分になるんですけども、この部分の国庫補助に関しましては、23年度において22年度に実施した分の経費に関しても国庫補助で対応するというところで23年度の処理になります。

地方債に関しましては、特段過年度分に関しましては発行することができないということになりますので、今後の22年度分の財政需要なんかを見まして23年度の特別交付税などで対応がされるというふうに理解しております。

○竹谷委員

はっきり、そんな難しいことない。この金は国庫、国の方で負担してくれるんですねとずばり聞いているんです。その分はきちっと交付税で賄おうと何であろうといいんです。この分はきちっと交付税に来ることは明らかになっているんですかと聞いているんです。いつも国がやることは、今までは負担しますよと言いながら、交付税にやりますよと言いながら、実質的な数字は来てないのが今までの経過だったんです。ですから、今確認ですよと聞いているんです。約1億6,200万、これはこの数字は国庫の方で今回の大震災の関係だから全部面倒見るといこと、いずれ今年度じゅうに何らかの形でそれは財政援助してくれるという確認をしたいんです。そういうふうになっていますかと聞いているんです。余計なこといいですから、なっているのならなっているでいいです。いかがですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

委員のおっしゃるとおりそのように理解しております。

○竹谷委員

予定はどのくらいですか。今年度じゅうということですか。それとも12月中には来るような仕組みになっているんですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

現在、特別交付税の方でいろいろと財政需要の調査などが入っております。したがって、そちらの方が今後どのような取り扱いになるのかということになるんですけれども、今年度中には、22年度分、対応されるのではないかとこのように思っております。

○竹谷委員

わかりました。では、特別交付税でこの分は賄えるだろうという予測だ。その数字はきちっとつかまえてください。来なかったら要求をするべきだと、私はそう思うんですけれども。そういう腹づもりでいますか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

まだ現時点では事務担当レベルということであるんですが、宮城県の窓口なり市町村課に對しましてはそういったことは申し入れしているところでございます。

○竹谷委員

ひとつそこを明らかにしてください。いつも負担します、負担しますと言っても8割とか7割しかよこさないというのが今日の状況です。そういうことをやっていると、この震災でもっともって別な面でもお金がかかるんですから、こういうものについてはやはり国が総力を挙げてやっていくんだという姿勢が私は大事だと思っていますので、その辺十分チェックをしながら、問題があれば県なり国に直接申し出て財政の確立を図っていくということが私は大事だと思いますので、ぜひ実現をしていただきたいということをお願いしたいんですけれどもよろしいですか。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

委員おっしゃるとおり、そのように心がけてまいりたいと思います。

○竹谷委員

136ページ、教育委員会で、先ほど成果のやつで例を出しましたけれども、城南小学校の屋内体育館の大規模改修で今までにない整備をして喜ばれたという成果をお話ししております。そういう意味で、私も実際現場を見ました。今までにないぬくもりのある状況でありました。その成果といいますか、そういう経験を受けて、山王小の屋内体育館並びに第二中学校の屋内体育館の改修が入っております。その経験はどのように生かされておりますか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

委員おっしゃるとおり、城南小学校の体育館につきましては、いろいろと相談をさせていただきながら整備をさせていただきました。そういった成果は山王小学校及び第二中学校にもそのまま利用したいというか、使用したいということで、例えば壁につきましては木製の壁を、またシャワー室や屋外トイレなども同じように整備してまいりたいと、このように考えております。

○竹谷委員

よろしく申し上げます。大変城南の屋外トイレ、お願いしたんですけれども、なかなか広くて使い勝手のいい感じだなと。今までの学校開放でのトイレとは若干規模的に大きな

っているし感じがいいなというふうに見ましたので、ぜひああいう成果を他の学校の改修にも生かしていただくということですので、歓迎をしたいと思います。

次に、161 ページ、ここに史跡用地の買い上げについて、その成果としてあります。予定地の 53.2%を確保したということでございます。毎年 2 億 5,000 万でやっていますのでそんなに進まないと思いますが、私は、この土地の活用方法をもっともっと大胆に考えていかなければいけないのではないかと。土地は買ったけれども、そのまま放置をして草はぼうぼう。この間テレビにも出ておりましたが、復興の関係で会社ができて、そこに植物を植えて、地場産品をつくっていこうという動きがあります。私は、そういう事業をもっともっとここを拡大していくような施策を講じていくというのが大事ではないのかなというふうに思っているんです。やはり市民の憩いの場所として活用できるように整備体制をしていく。当然多賀城市の財政でなく整備は県になっていますから、県とも交渉、いろいろお話し合いしながら、県民の広場として活用できるような整備をしていくことが多賀城の政庁跡の特に附寺とかそういうものの跡の活用ではないかというふうに思うんですけれども、そういう点は県とお話ししたことあるんでしょうか。

○加藤文化財課長

おっしゃるとおり、なかなかこれまでは史跡というどうしても草刈りが中心ということがございましたが、今委員がおっしゃられたとおり、今年度におきましてはまちづくり復興会社の方とお話し合いをしまして、草刈りのほかに一部土地の景観の維持という観点からハーブとか植えてという形を行っております。また、学校との連携等も行っております。今年度からではございますけれども地元の方々と城南小学校の方と一緒にソバを植えてございます。そういったこれまで単に草刈りだけをしていた場所にいろんなそういう仕掛けを持っていきながら、市としてもそういった新たな事業を展開していきたい。

また、県の方ともその辺の部分を今後話させていただきながら、県の方は財政的な問題があつてなかなか厳しいというお話を受けてはおるんですが、県の整備の中でもその辺をいろいろ考えていただきたいという旨のお話はしてございます。以上でございます。

○竹谷委員

あそこ、花を植えてもいいし、木を植えてもいいし、余り根が生える木だとまた問題があるでしょう。四季折々のものを植栽をして、そこを活用する。私がいいなと思ったのは、市川の道路のわきにあるんですが花見ができる立派なシダレザクラがあるところがあるんです、あの地名忘れたけれども。あそこはああいうものを生かして桜の名所の一つとしていわば市民に伝えていくというのも大事ではないかと思うんです。やはりそういうものを通してあそこを遊歩道をつくって散策しながらそこに行く。また、帰りはこうやっていくと。加瀬沼だけを象徴するのではなく、政庁跡を公有化しているのもっともっと市民に密着したものとして活用していくことを私は工夫していくべきだというふうに思っております。

ここで課長に回答くれと言ってもなかなかあれでしょうから、1 万 7,800 平米もあるわけですから、これからもこれ以上になっていくと、少なくとも 100%いきますと 3 万 5,000 平米という大きな広大な土地になっていくわけです。ですから、その買収と一緒にいわばそういうことも計画をしていくということが、私はこの活用では本当に大事ではないかと思っておりますので、今後検討のお話し合いの中でもそういうところを踏まえて特色あるところをリストアップしながら市民にもアピールする。また、整備するのは県とも話し合いして整備をしていくという方向で進めていってほしいなど。そうでなければ、せっかく土地を提供した地権者に申しわけないんです。ですから、地権者も喜んでいただけるような施策を私は講じていただきたいと。この決算から見てそういうものが目に見えないものです

から、23年度の決算ではこの活用ではこういうぐあいに活用したと。今後こういう活用をしていこうとしているんだということも成果と課題の中に記載していただければ幸いですということを私の意見として申し上げておきたいと思っておりますので、ひとつ市長も御理解をさせていただいて、村井知事とも話をさせていただきながら多賀城の方も政庁跡にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○根本委員

まず、22年度で行った天真小学校、第二中学校の耐震補強工事、それから山王公民館の体育館とかやりましたね。それを平成22年度でやって、くしくもその22年度が終わろうとした3月11日に地震が発生したということでございます。22年度までに行ったその耐震補強工事の今回の地震における評価といいますか、それをどのようにとらえていますでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

まず、学校の安全安心というふうなことにつきましては、平成15年度の多賀城小学校の改築事業からスタートいたしまして、最終、天真小学校、これは事故繰越というふうなことで、一部だけ外構工事等は23年度に地震の影響で事故繰越になってしまいましたが、この間、おおむね40億を越す耐震改修費をこの数年間でつけていただきまして、22年度末をもって100%達成できたというふうなことについては、これは大きな成果であったと、このように思っております。

なお、小学校につきましては、山王小学校、城南小学校、東小学校、天真小学校もです。多賀城小学校は建てかえ。中学校も第二中学校、それから多賀城中学校というふうなことで、すべての校舎が耐震補強になったということです。今後は大規模改修を含めた、決算のときにもちょっと御説明をいたしましたけれども、老朽化した体育館、またはプールの改修を今後は進めてまいりたいと、このように考えているところです。

○根本委員

もう少し地震と絡んで評価してほしいんですけども、まず大きな被害もなかったと。それから、大きな地震が来ても子供の安全も図られたと。それから、何といても学校の避難所としての機能を十分に生かされたと。あれがもし大きく壊れたとか被害があったとなると、学校自体に避難できないということになって大変なことになってしまうということで、これは菊地市長が他市に先駆けて全力で取り組んできた大きな成果であると。また、山王公民館の体育館にしてもできたばかりの新しいところに今回地震があって長期間にわたって避難もできたし、そういうことを考えるとこういう施策、地震補強工事に対する市の考え方、またその施策の遂行、これには評価をしたいと、こう思います。

ちょっと山王市営住宅、ここでないんですけども、ついでに山王市営住宅だって去年の9月、入居が始まって今回は安全にけがなく過ごしたということも大きな成果だし、人道橋も撤去してだれもけが人が出なかったということも大きな成果だし、総まとめこれまでの当局の地震対策に対しては評価をしていきたいと、このように思います。

今後またいろいろ耐震改修でなくて、山王小学校とか二中の体育館の大規模改修ですか、それも今後やっていくということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、第2点目は、アレルギー対応ということでお伺いしたいんですが、平成22年度の学校給食が食べられないアレルギーの子供がおりました。皆さんが給食を食べているときに自分は親がつくってくれた弁当を食べているというそういう姿を想像したときに、担当者としてはどのような感想をお持ちなのか、まず1点。

それから、平成 22 年度でアレルギーの対応の子供に対してどのような対応をしたのかという 2 点をお伺いしたいと思います。

○佐々木学校教育課長

第 1 点目につきましては、やはり同級生と同じ教室で同じグループとか隣り合わせで同じ物が食べられないつらさというのはあるのではないかな、相当あると思われます。例えば、子供たちが好きなメニューでハンバーグとかカレーライスがあるわけですが、そのときに自分は弁当を持ってこざるを得ないと。別に差別でも区別でもないんですけども、そういった部分が小学校のころから、例えば小中と経験を積まなければいけないということについては、何とも言えない悲しさというんでしょうか、それに対応できてない部分の重さというのを私自身は感じておりますのが第 1 点目でございます。

それから、第 2 点目でございますが、この資料 178 ページにありますとおり、平成 22 年度は 41 名の子供が、要するに給食ではなくて弁当だと。右側の方は個別対応ということで、牛乳はだめですよとか、パンの場合はだめですよというふうになっております。それで、弁当持参の子は当然給食費については徴収はしておりません。パンとかめんの場合につきましては、それ相当の金額について除算をして徴収をしているところでございます。例えば、御飯であれば、小学生であれば、御飯がだめな日は、その子は 67 円、おかずであれば小学校であれば 143 円というような形で減額をして徴収させていただいている。そういった対応。

それから、当然アレルギーの主成分についてはもう保護者の方もわかっているものですから、献立メニュー表を、例えば 11 月分の献立メニュー表を渡すときに 11 月分のアレルギーのもととなる成分表も希望の家庭には全部配付をしているところでございます。その中で、保護者の方がこの日はだめ、この日はいいという部分を学校に申請をして、それで学校から受けた給食センターの方で何年何組、パンは、例えば 38 個のクラスであればこの日だけ 37 個とか、そういうふうなことで細かく対応に努めているところでございます。

○根本委員

第 1 点の担当の課長としての感想は、私も同感でございます。それなりに 22 年度では対応してきたということでございますが、やはり以前にも一般質問で申し上げておりますけれども、アレルギーに対応した給食施設の整備は欠かせないと、こう思うんですけども、これまではあそこの給食センターの中にアレルギー対応の施設を整備することは難しいと、手狭であるということの回答でございました。そういうことで、今後はあそこで必ずしもつくらなくてもいいと私は思うんです。ある意味では、外部委託をしてアレルギーの子供のためにその給食を運んでいただくと。献立に合わせて、特に弁当持参という 41 名の方、こういった方は非常に私は大変だと、こう思いますのでその辺も 23 年度で、本年度中に検討していただいて、何とかそういう方向性でも対応できないものかどうか、御検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

今、委員から御提案のあった外部委託、民間委託ということにつきましては、どういったシステムがあるのか、それから学校給食法に定められているのは、給食については材料のみ徴収をします。多賀城市では小学校 247 円、中学校は 290 円と定めています。お金の問題は一番最後の問題になるかもしれませんが、初めまずは先ほど申し上げたようにシステムについてどうしたらいいのかと。

それから、10校への対応について可能かどうかという部分もいろいろとさまざまな検討を要するものですので、御提案を受けまして、まず勉強させていただきたいと思っております。

○根本委員

給食は材料代ということで、今おっしゃったとおり、そのとおりだと思います。ただ、市で施設の中にそれを整備をするとなると初期投資はかかるし、当然そこには専属のスタッフも必要だから、それはお金もかかるんです。そういうことを考えると、私は材料費だけ徴収すればいいと思うんですが、今検討するということですので、前向きに、ひとつ教育長も検討をよろしくお願いいたします。何かありますか。

○佐々木学校教育課長

検討という意味につきましては、まずこちらとしましてもそういった時代に合わせた要求については十分認識をしておりますので、まずうちの多賀城市としてどういった方法があるのか、まず勉強をさせていただきたいということで御理解をお願いしたいと思うんですが。

○菊地教育長

教育の原点といいますか、子供をひとしく育てるといふふうなことについては、確かに学校給食というのは非常に大事であります。当然給食というふうなこともあります。富める家庭の者も、やはり富めない家庭の者も卑屈にならないで胸を張って同じものを食べてというのは教育の非常に大事なことであります。時代が変わりまして、そういうふうなアレルギーとか健康問題が出てきておりますので、これについても今根本委員の言っているとおりで、すぐどうこうという、手当てはしてはおりますが、これもやはり胸を張って同じものというふうなことを考えれば非常に大きな課題だというふうに認識をしております。

○佐藤委員

7の180ページ、災害復旧事業、消防団の出動報酬に関連して、この災害では消防団の方々に本当にお世話になりました。感謝してもし切れないという思いで市民みんながいると思うんですが、どのようにその思いを表現したらいいのかなとずっと思っていたんですけども、市制施行日に消防団の方々に対する表彰と言ってはちょっと言葉が当たらない。心からの感謝状のようなものができるのかできないのか、私よくわからないので、どのような感謝をするという気持ちでいるのかお聞きしたいんですけども。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

ことし市制施行40周年記念ということがございます、まず1点。

それから、今回災害のときに大変お世話になりました。そういう意味合いで、今回消防団の方全員を式典の方に御招待したいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

全員御招待をしてどうするんですか。

○菅野市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長

まず、消防団の方を一応市制施行の方に全員御招待するというのがまず第1点です。

それから、あと特別表彰等とかあって、できるだけ消防団の方々の、一定の基準はございますけれども、基準を少し今回拡大解釈した形で特別表彰の方でもある程度の人数を拾いたいというふうに考えてございました。

○佐藤委員

一定表彰状の言葉という定例文みたいな、定型文みたいなものがありますけれども、どうぞ心のかもった感謝状なり表彰状なりというそういう言葉を考えていただいて、めったにない災害で本当に頑張ってくださった皆さんに感謝の気持ちを表現していただきたいというふうに思いますので、吟味をしてください。よろしく願いいたします。

もう一つ、136、137、全体なんですけれども、要保護、準要保護に要する経費です。あの震災後のこういう子供たちの親の経済状況というかそういうものが反映している状況にあるのかなと想像するんですが、現状はどうでしょうか。

○佐々木学校教育課長

今年度の今回の定例会に補正予算でも計上しているところでございますが、大震災にかかわって、もちろん収入の見込みが厳しい方については弾力的に準要保護等の対応をさせていただきます。その人数につきましては、小学校は370人程度を見込んでおります。中学校ももうちょっと少ない人数で見込んでいますわけですけれども、そういった形で修学旅行等の校外学習費、それから給食費等、学用品等の、給食費と修学旅行費は全額免除、あと学用品は補助という形で大震災への対応につきましては柔軟に当たっているところでございます。

○佐藤委員

そういう手続をとる上で、今変わっているかどうか調査しないでなんですが、私が事前に認識しているところでは、調査書をいただいて、それで民生委員の方から所見を書いてもらう、所見を書いてもらう部分がありますよね。あれはいまだにまだそういう状況なんでしょうか。

○佐々木学校教育課長

やはり要綱に定めているということと、それから第三者の客観的な所見というものが必要なものですから、今でもそのように対応させてもらっております。

○佐藤委員

生活保護は一定やはりそういうきちんとした客観的な意見も必要かなというような思いはあるんですが、学校のこの準要保護とか就学援助とかそういうものに対しては、いろんな親がいるとは言いますけれども、子供の教育に対する、かけられないで大変だ、何とかしてほしいという思いの親というのは、私が接する限りでは決してうそも隠しもない、本当に大変な親御さんたちがいっぱいいるんです。そういう中で、民生委員の方にその所見を書いてもらうようにというふうに言ったときに、ちょっと足を踏み出せないという人たちもいるという状況にあるんです。そこはとにかく大変だけれども何とかして頑張らなければならぬというような思いの親がいる中で、もっと頑張れというふうになかなか言いづらいところでは、もう少し民生委員の部分で簡略化したそういう状況をとることが必要なのではないかというふうに、これはずっと前から言っている部分でもあるんですが、ぜひ御一考願いたいということなんですけれどもいかがですか。

○佐々木学校教育課長

確かに委員御指摘のとおり、児童扶養手当全額受給者、それから要保護については民生委員の意見を求めておりません。ただし、準要保護の方については、スピーディーなことの対応も当然必要かと思うんですが、間違いのない対応ということもこれは私たちにとっても大事なことであるものですから、そういった部分で要綱等にもきちんとして民生児童委員の意見書をつけるというふうに記しておりますので、そういった部分、出しにくい、しにくいという部分は当事者の方にとってはあるのかもしれませんが、大事なことは間違っただけの処理はしてはいけないという部分もこれは大事な観点でございます。その辺で何とか、定期的に就学支援のお便りを学校から出させてもらっているの、学校の方にも正直言いまして若干の未納があった場合について、経済状況がわかっている分については学校の方からお声がけという部分でも対応させてもらっているものですから、その辺の状況について御理解をお願いしたいと思います。

○佐藤委員

間違っただけではないと、出し方を間違っただけではないというのは正しい判断だと思います。しかし、受けなければならない、受けさせてほしいという思いの親からしてみれば、そういうもっと簡略化したところで瞬間的にでも、今困っているのというようなところではそういう心の足かせになっているような部分をどのように取り外していったら受けやすい仕組みにしていった方がいいのかなという、いくべきだということもあると思いますので、ぜひその辺を検討を日々重ねながら受けやすい状況をつくっていただければなということをお願いして終わります。

○金野委員長

ここで休憩に入ります。再開は、11時10分。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので、再開いたします。

○森委員

まず、資料7の131ページの外国人による外国語指導に要する経費、それから同じく資料7の146ページの面接相談、相談関係です。それから、160ページの多賀城鹿踊りの保存会の補助事業について、それから移動図書館、4点になるんですが、早くやりますけれども、委員長、よろしいでしょうか。

○金野委員長

3点、お願いします。

○森委員

わかりました。

では、まず最初に、今般大震災におきまして教職員の皆さんが本当に現場で職員と手を携えて一生懸命頑張っていたことに敬意を表させていただきたいと思います。ありがとうございます。

その中でというか、これはまた別なんです、一つ気になったことがあったものですから。この外国人による外国語指導に要する経費で 21 年度と 22 年度で人がかわったのかどうなのか、まず 1 点であります。

なぜかといいますと、指導等の回数が 3 回からゼロ回になっている。実質訪問回数についてはふえている。成果としては 4 点というところ下がっている。微減ではあります下がっている。この現状をお話ししていただきたいと思います。

○佐々木学校教育課長

今年度から小学校に英語の教科が正式に導入されたということで、平成 20 年以降、小学校の方に ALT も配置をしているわけでございまして、その ALT との連携の仕方におきまして、これは委託ということで学校長に指揮命令権がないということもあるものですから、その辺の授業等でのかわり部分で 20 年、21 年度、きちんと法令違反等がないような形で校内において研修会を積んでおりますので、21 年度、3 回ということで、22 年度につきましては、今度は新しく来られた先生方との関係の部分で、これは校内研修で十分だろうということで昨年度は研修会を行わなかったという部分でございまして。

それから、訪問日数については、23 年度に向けて各学校とも若干小学校英語の試行時間をやめたということで日数が若干ふえていると。本当は 3 月 24 日まであればなおさらふえていたと思われまして。

それから、評価につきまして 0.2 ポイント下がっているわけですが、昨年新たに入った新規 ALT が途中から若干精神疾患があり休みがちということで、その相談を受けた市教委としまして早速人をかえようということで、学校の授業に影響がない形で人の交代をさせた。そういった部分で若干評価に下がった部分はあるのかなと思っておりますが、その辺で特に 0.2 ポイントではありますけれども、6 点満点の 0.2 ポイントですけれども、その辺で若干小学校の方がポイントはちょっと低かったということでございまして。

なお、つけ加えますけれども、ALT は今回の震災でも帰るうちがなかったという状況ですが、県費の教職員と一緒に避難所の運営に当たった ALT もいるということをつけ加えさせていただきます。

○森委員

非常にありがたいというふうにも思います。ただ、途中でまた先生がかわってしまうというのはちょっと問題かなというふうにも思います。要は、教わる側としては、御病気であればいたし方ないことかなと思うんですが、子供にとっても今度はそれに対して多分心配したりとかというふうなところで、まず選定にある程度きちんとした基準を設けるとか、その対応をきちんとしていただければなというふうにも思います。これについては答弁は結構でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

次に、育成相談事業なんです、前にも聞いたことがあると思うんですが、こちらに関しての年代と、それから学校の中での相談事業 2 件あるんですが、それとの連携はどのようになっているかということで、前にも聞いたと思うんですが、とりあえず現在の件を伺いたいと思います。

○佐々木学校教育課長

まず、学校との連携につきましては、生涯学習課の相談員が守秘義務というのが当然でございますので、相手方の了解を得た上でこの件で学校教育課にも報告しますよということで、

特に保護者からの方では学校生活全般の部分で相談員から、生涯学習課から私の方に内容が報告がありまして、あと学校の方で対応させて無事解決した事例が数件ございます。

○森委員

そうですね。入り口を、窓口をいっぱいつくっておくということが非常に大切だと思います。この連携が上手にとれていくと解決の早道になるのではないかなと思いますので、引き続き、守秘義務の壁はなかなか大変だとは思いますが、まずは連携をとっていただくということが大事だと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

3点目の最後になりますけれども、早速実は鹿踊りについて、ここで地域伝統文化総合活性化事業業務というふうなことで、後継者育成を目的とし、八幡小学校の3・4学年を対象に体験学習を実施したと。さらに、近世、天童氏がつくったまちである八幡地区を対象として広く調査を実施したというふうにあります。ただし、21年度、22年度で何と3人も会員が減ってしまったというふうなことであります。これにかんがみまして、取り上げていただいて後継者の育成についてこのように動いて、これをどのように進めていくのか。どこかの地域では伝統芸能に関して学校でクラブをつくったりというふうなことをして継承しているというふうなこともあるようですので、今後どのような対応をしていくのか伺いたいと思います。

○加藤文化財課長

それでは、お答え申し上げます。

昨年度実施いたしました国の地域伝統文化総合活性化事業、これは補助ということではなくて国の事業を受託するということで100%の事業になります。国が全部100%負担する事業ということになっておりまして、昨年度、八幡小学校の子供さん方を対象に体験学習を5回開催しております。中身といたしましては、まずは鹿踊りを教えていただくということが一つ。それから、笛、太鼓、歌を体験していただくということで、それぞれ1回ずつで3回。最後に衣装を着て踊ってみるというような中身でやったわけでございます。昨年度参加したお子さん方の延べ人数でございますが、69名の子供に参加していただいたといった内容でございます。また、保護者の方も随行いただきまして、合わせて約94名の方にいろいろ体験していただいたという内容でございます。

それで、この国の事業を活用させていただきまして、子供さん方が鹿踊りの鹿頭であったりとかしよ旗、旗です。それと、あとはんてんやさらしなど、12メートルのを買わせていただいて、あとその他いろんな消耗品等で買わせていただいたといった、基礎を昨年度はつくったといったような内容になるかと思えます。

それで、実はこの国の事業なんでございますけれども、残念ながら3カ年事業で申請はしておったんですが、国のいろいろな事業の見直しがありましてこの事業がなくなっちゃったといった現状がございます。それで、本年度どうしようということで非常に悩んだわけではございますが、これはそういったことから、実は今年度は八幡小学校の授業の中で総合的な学習の時間という授業がございます。それで、八幡小学校の子供の3年生を対象に、この昨年度取り組んだ中身をもう少し総合的な学習の時間で習っていただくということを展開してございます。小学校3年生といいますと、最初にやはり地域のことを学ぶというのがたしか3年生ぐらいからスタートするといった学習のカリキュラムだったと思いますので、そういったこととしましては的を射た、ちょうど3年生というのがいいのかなということで、まずは3年生に総合的な学習の時間に取り組んでいただくということは今ちょうどやっているところでございます、大体今年度5回ぐらいのカリキュラムで先生方と一緒にやっていくということに取り組んでいるところでございます。以上です。

○森委員

すばらしい流れだなというふうに思います。要は、国の事業をお金が来るからやるのではなくて、その後が非常に大事だと思います。お金をかけないで総合的な学習でカバーすると、フォローしていくと。大事なのは、多分授業の中で会員がそこへ出て行って継承していくということが大事なんだろうなと。行く行くは、この事業に関しては父母も参加したというふうなことだったので、その父母に関しても協力をお願いしてお手伝いを願うと。なかなかしきたり等非常に難しいところはあるんですが、会員の皆さんのお話として、いかにしてそれが継承されるべきなのか、継承されていけばいいのかというふうなことをお話ししていけばいいのかなというふうに思います。非常に大事な文化、芸能だと思いますので、ぜひ継続をしていただければなというふうに思いますので、会員との連携も、今度は学校と会員との連携だと思いますので、地域性のある伝統芸能でもあるのかなと思いますけれども、よろしくどうぞお願いしたいと思います。以上でございます。

○金野委員長

教育関係の答弁で、聞かれたことにしっかり答えてください。前置きは要りません。

○昌浦委員

それでは、私は震災のときに、発災が3月11日、それからすぐ春休みというのも控えてはおったと思うんですが、やはり授業が小学校、中学校で滞った期間があったことは否めない事実だと思うんです。それをどのようにカバーしたのか、その辺を1点確認しておきたいので御答弁いただきたいと思います。

○佐々木学校教育課長

当然3月11日の発災以来、学校開始が4月21日でございます。授業時数が当然昨年度は中3を除いて満たなかったと、満たすことができなかったということでございます。ただ、3月11日ということも、年度末を控えていたということもありまして、小中においては大体ほぼ教科書の後半部分あるいは中学校においては大体終わって復習の部分ということで、履修は中学校においてはほとんど終わっていたと。ただ、やはり保護者の方の不安、先生方の不安もありますものですから、市教委としましては夏休み5日間、ことしは短くさせていただきます。6時間掛ける5日とすれば30時間程度の授業の回復措置を図っております。

なお、4月21日から始めるということを前提に各学校の教務担当者との聞き取りの中では、4月21日から開始してもクリアできると。ただ、問題なのがちょっと授業時数にゆとりがない、余裕がないということで、今後心配されますのは、例えばインフルエンザ等の関係が出た場合、ちょっと授業時数が心配なのかなという部分はあるかと思えます。

○昌浦委員

そうしますと、3月12日からかな、いわゆる春休みに入る前までの期間に、当該学年、小学校で言えば1年から6年、あるいは中学校で言えば1年、2年、いわばその中で学ぶ予定だったものに関してはきちんと学び終えたのかどうかということをもう一回確認したいんですが。

○佐々木学校教育課長

4月21日から学校を再開しまして、早速ほとんどの学校がもうその日から授業をしているわけでございまして、当然3月11日以前の方から若干学び直しをした上で前年度の教科書を使って、そして今はもう当然新年度の教科書で進めているところでございます。

○竹谷委員

169ページの文化財の関係、埋蔵文化財の調査センターで行った事業が記載されております。一つ質問したいのは、今度の震災によってどうしても移転をしていかなければいけないというところが埋蔵文化財にかかっていると。全面発掘だとなるとまた時間がかかってくる。ですので、そういう場合には緊急措置として全面発掘しなくてもいいからできるだけ居住を確保していく施策を講じていくべきではないかというふうに思うんですけども、その辺は規定どおりやらなければいけないというもので進めていくのか。今回の震災を契機にという一つの大義名分の中で土地利用を早急にできるような仕組みをつくっておくべきじゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○加藤文化財課長

委員おっしゃるとおりだと思います。それで、実は今回の震災に伴いまして、文化庁の方から既に通知が来ております。それで、そこの中には通常であれば本発掘調査になるような調査であっても復旧に関するものについては第1面だけを掘る確認調査でいいよというようなお話をいただいておりますので、もう既に今年度に入って何点かそういったお問い合わせはいただいておりますが、その際には震災絡みであればいわば簡易な発掘調査、確認調査と申しますけれども、それで行うということで協議にいらっしゃった方にもお話をしておるところでございます。以上でございます。

○竹谷委員

少なくともそれが市民にわかるような仕組みをつくっていただきたい。調査にそういうことで行けばこういうことだつてのせられますけれども、そういうものについてはこういう相談に応じますよということを市民に明らかにしておかないと、今私も初めて聞いて、あらそうなっているのという感じなので、やはりその辺は市民の前に明らかにしておくことが大事ではないかと思うんですけども、いかがな取り扱いをしていく予定でしょうか。

○加藤文化財課長

それでは、そのような形で取り扱ってまいりたいと思います。

○竹谷委員

広報でも結構ですから、活用して市民にその旨をお伝えすることが大事ではないかと思えます。

次に、178ページ、給食費の地場産品の活用の問題です。22年度も31.5%やっているという結果が出ておりますが、実際に地場産品を使える限度というのはどのように考えているのか。例えば、30%台を一つの基本にしているということなのか。それとも、50%まで持っていきたいという基本でこの給食の会がありますから、その人たちとそのような話をしているのか。生産者との間でどのような話し合いになっているのか。それについてお伺いします。

○佐々木学校教育課長

私どもとしましては、納入率50%の目標、これは市の目標でもあるわけでございますので、何とか地場産野菜を50%に近づけていきたいと思って努力をしているところでござい

ます。そのために、JA 仙台多賀城支店、それから多賀城市内の農家の協力のもとにやっているわけですが、残念ながら昨年度は 31.5%。やはり去年は相当の猛暑ということもあって、ことしも実は心配しておりますけれども、天候不順というのはなかなか厳しいものだなということを感じております。

○竹谷委員

ぜひ子供たちに地場の野菜を食べさせてやるというのが、給食という学校教育の中でも進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そのことで、180 ページに交流の給食会というのがありました。地場産の野菜類の生産者と一緒に交流をしたということなんでしょう。そういう意味でとらえてよろしいですか。

○佐々木学校教育課長

委員お考えのとおりでございます。

○竹谷委員

これは年に一度だけの交流会でしょうか。

○佐々木学校教育課長

年に定期的に組んでいますが大体 1 回という押さえでございます。

○竹谷委員

私は、これは大変重要な課題だと見ているんです。やはり生産者等の生の声で子供たちにそういうものをつくる苦しみ、またつくったのを食べた味わいというものを子供のころから食生活をしていくということは食育にとっても大変重要ではないかという観点から、できれば 22 年度の成果を踏まえて年に 2 回なり、それも学年を変えて、同じ学年だけでなく低学年と高学年とか、中学年と高学年とか学年の中でそういう事業を持っていくような工夫をするべきではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○佐々木学校教育課長

これにつきましては、ずっとこういった低学年中心にということでやっておりまして、その低学年が中学年、高学年でまたそれぞれ食育を各学校で推進しているわけですが、ただいまの御提案につきましては、学校の年間計画等もございますものですから、そういったことについては各学校とも相談していきたいと思っております。

○竹谷委員

一つ、179 ページに給食の試食会もやられている経過がありますので、これらと整合性をとっていけば御父兄の皆さん方にもある意味ではそういうものが出てくるということで、この事業の二つをうまくタイアップしていくとユニークな交流会になるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたいということをお願いしておきます。

○森委員

4 点目の最後の質問です。

163 ページ、資料 7 です。移動図書館ですが、貸出冊数が今年度は減になっていると。これはやはり震災の理由なんですか。

○永沢生涯学習課長

その下に巡回日数がございまして、昨年 180 日、平成 22 年度が 162 日、この差のほとんどは震災によるものでございます。したがって、理由冊数の減少も震災による影響が多いものというふうに理解をしております。

○森委員

現在、仮設住宅のある地域に関して、移動図書館、移動図書車は回っているのでしょうか。

○永沢生涯学習課長

仮設住宅そのものではなくて、仮設住宅の近くにステーションがございまして、例えば城南ですと城南小学校の北側、前の給食センターの跡地になりますけれども、あちらに参りますし、高橋地区ですとヨークベニマルに行っております。ですから、そちらで御利用いただきたいというお願いをしております。ただし、多賀城公園周辺だけは現段階で回っておりません。

○森委員

交通機関がなかなかないところで多分情報等が限られてしまう。テレビ、ラジオも大切なんですが、多分図書の部分での心のいやし等、情報の収集等で必要なのではないかなというふうに思います。ぜひそのことも考えていただきまして、多賀城公園等考えていただければ、巡回のエリア、コース等を考えていただければ非常にありがたいかなというふうに思います。要はできない部分です。例えば、さっきのヨークベニマルで集約されればいいんだけれども、集約されない部分の鶴ヶ谷等ですか、高台であったりとか、その辺のコースをちょっと考えていただければ非常に利用度もまた上がっていくのではないかと、助かるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○松村委員

2 点、お伺いいたします。

まず、1 点は 159 ページ、特別史跡多賀城跡附寺第 3 次保存計画策定事業についてです。この表見ますと、21 年度、60%、22 年度、90%という進捗率が書いてありますが、当初の予定では 22 年度中に策定が終わるということでこの事業が開始したと思いますが、90%ということはまだできていないんだと思いますが、多分原因は震災の関係かなというふうに推察します。いつごろ策定完了するのかということが一つです。

あと、もう 1 点は、議会に対してのこの計画の説明というのはなされないのかどうかをお伺いいたします。

○加藤文化財課長

それでは、御説明申し上げます。

今、委員おっしゃるとおり、委員会等につきましてはもう昨年度中に終了して取りまとめの段階ではあったわけなんですけど、おっしゃるとおり震災によって最終的なまとめをする部分が延びてしまっていて、その辺の取りまとめが延びたことによって 90%という数値になって、6 月議会でも一応報告書の作成等については繰り越しをさせていただいたということでございます。

あと、2点目なんですがございますが、こちらの方につきましては2月だったでしょうか、今回の計画というのは新規の計画ではなくて継続の計画になるということで、継続の計画については今回市でたくさんの計画がいっぱいいろいろあって、そういったものについては議員の皆様に対する説明の部分はなくともいいという御了解をいただいていたというふう聞いておりますので、今のところまだそういったことは考えてございません。

○松村委員

いつ完了するかというのはちょっと聞き取れなかったのもう一度です。

あと、継続に関しては、議会に今まで説明していないので説明しないという、その予定はないというお話でしたんですね。

○加藤文化財課長

1点目でございますが、完了につきましては、この間やっとな教育委員会の方に報告したばかりなんです。次は庁内の方での会議の方に報告を差し上げるという形になる。それで完成という形になろうかと思えます。庁内の行政経営会議の方で、そちらの方に報告するというのを経ていきたいというふうに思っております。

時期は、この議会明け早々ぐらいには行政経営会議の方に報告をして、その後地元の皆様に対して説明会を開催したいというふうに考えているということでございます。

○金野委員長

松村委員、わかりましたか。

○松村委員

では、議会に対しては直接説明会はしないにしても、個々に行けば教えていただけるということでしょうか。

○加藤文化財課長

説明はいたしませんけれども、でき上がった報告書につきましては議員の皆様方の方にお渡ししたいというふうに考えてございます。

○松村委員

2点目なんですが、161ページ、多賀城史跡用地買収に関する経費なんですが、先ほど竹谷委員の方からこちらの公有化の活用について御意見がありまして、私も全く同感であります。現状でも十分に魅力ある地域はもっとPRすべきだということと、あと今後ただ雑草を刈っている場所をもっと有効活用して花などを植えてやったらいいのではないかということの御提案だったと思いますが、これは私もNPO活動をさせていただいております。市長の方にも4月末ですか、提案書としてこの辺も含めて提案させていただいたと思えます。本当にそういう部分では、こちらの活用というのは本市にとっては大きな観光資源でもありますので、ここを魅力をつけるということは大変重要な課題であると思えます。

私もいろいろこのところの活用ということを自分のテーマにしながら今ずっとやっている中で、やはりなかなかそれがこちらとか市の方の思いがあっても進まないというのが現状だったと思うんですけれども、その進まない理由というのが、県がいわゆる発掘、整備をしなければならないということになって保存管理が多賀城市だという、そういう中でいる

いろいろあそこの整備事業というのが進んでいるということが一番の原因だと思いますが、その私の認識で間違いありませんでしょうか。

○加藤文化財課長

おっしゃるとおり、史跡の公有化と管理につきましては多賀城市が行っており、発掘調査、それから整備については県が行っているということで、どうしても整備につきましては県が主導的にやっていただいているという部分がございますので、委員おっしゃるとおり思いがなかなか伝わらないと申しますか、そういった部分はあるのかなというふうに認識はしております。

○松村委員

そのとおりだと思います。やはり今県の方の発掘状況が10%そこそこというところで、幾ら公有化しても発掘が終わらなとなかなか県の方でも整備の計画もないし、財政が厳しいということでこのような状況であるということだと思います。

そこで、やはりここをいつまでもこれを唱えていたんでは、いつまでも今の現状というのは、私は変わらないと思うんです。そこで、提案なんですけれども、市長の方に御提案なんですけど、今全市協の会長もやられているというそういう立場でもありますし、多賀城の特別史跡を生かしたいという、まちおこしをしたいという市長の思いでもあると思います。そういったことから、今のような状況をいつまでもやっていたんでは幾ら何とかしたい、何とかしたいと言っても、私は進まないと思うので、その辺のことを県と市のやりとりだけではだめだと思うのです。やはりここは特別史跡ということで国の指導のもとにいろいろ事業をしていかなければならないような状況にあることから、国と県と市と3者でそういう今までのこの整備のあり方、発掘のあり方とか、ここの活用のあり方ということ、市としては重要な課題でありますので、国、県、市と、この3者でこれからの多賀城のここの整備のあり方、活用のあり方というものを協議する必要があるのではないかなと思うんですけれども、市長、その辺どのように、私はそう思いますけれどもどうでしょうか。

○加藤文化財課長

すみません。ちょっと市長のお答えの前に一つ私の方からの説明不足のところがありましたので、御説明させていただきます。

まず、今回、今第3次保存管理計画のお話をいただきましたが、その保存管理計画の中には、まだ公表させていただいておりませんが、県と市の整備計画をきちんとのせております。その方向で整備しております。

それで、県の方の史跡の整備計画というのは、言い方はちょっと失礼なんですけれども、これまで何となくそういう計画があっただけでなかったような状態ではございました。ところが、今回ここ10年間の第3次保存管理計画の整備の中で、県はどのような形で進めていくかという整備計画もあわせて第3次保存管理計画にのせてございます。そういったことから、ある意味初めて県の整備計画が定まったということでございますので、今後は県におきましてそういった整備計画にのっかって整備を進めていかれるものというふうに認識してございます。

2点目でございますが、県と市の協議会と申しますか、そういったものにつきましては、既に多賀城跡連絡協議会という協議会がございまして、こちらは宮城県文化財保護課、それから多賀城調査研究所、多賀城市、そして今回、今年度からは東北歴史博物館、この4者をもって史跡の活用でありますとか、管理でありますとか、そういったものを協議し

ていく場を設けてございます。そういったところで、今後は県とこれまで以上に緊密に連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○松村委員

県も初めて整備計画を10年間の見通しを立ててここに盛り込んでいるというお話でありますけれども、その整備計画がどのようなものか私もまだわかりませんが、私たちの思いが実現できるような方向の計画であればいいんですけれども、財政の部分から今までずっと県はそういう部分でこういうふうな状況であったわけですから、それから言うと余り私としては期待できない部分があると思います。それはわかりました。

あと、連絡協議会の件も私も承知しております。ここでも今までずっと委員の中でのいろんな議事録も見せていただきましたけれども、やはり予算づけが県としては年間700万から800万程度の、整備の予算がそのくらいしかつけてないようなところでの状況ですからあの状況だったと思うんです。今までそういう協議会やっても余り改善というのはなかったわけです。ですから、そういう意味から、市長、今回の第3次保存管理活用計画の内容をよく精査していただいて、市民の思い、またいろんな、今、竹谷委員からもありましたし私もそういう思いは同じですので、市長も同じだと思いますので、そういう部分から、それで不足な部分は私はまだまだあると思うので、ぜひこの3者で本市のそういう活用ということを考えたときに、やはり県と市ではどうにもならない部分はあると思いますので、国の知恵もかりて、力もかりて何とかできないかということでぜひ3者の協議の場を提案されてやっていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○菊地市長

そのとおりだというふうに思いますし、私自身も前にも何回かお話し申し上げたかと思っておりますけれども、フラワーパーク構想みたいなそういう方向性でもってぜひ整備していけたらということもありますので、3者で協議するようなそういうチャンスをぜひつくっていききたいなという思いです。よろしく申し上げます。

○雨森委員

178ページ、資料7です。1点だけです。(5)の一番下の欄です。友好都市の学校給食の提供ということについてお尋ねいたします。

今回は太宰府ということでありまして、この大震災に物資あるいはまた人材、基金の面においても大変な御支援をいただいたことに対して非常に感謝するわけでありまして。踏まえて、この子供たちに食生活というものの中で、給食の中で、体験ということでイワシのみそ煮、「がめ煮」と言うんですか、何だよくわからないんです。これは後でお聞きします。そういったものを多賀城の子供たちに食べてもらったということでありまして。その内容を少し詳しく説明願いたいと思います。

○佐々木学校教育課長

昨年、友好都市ということになりましたものですから、ぜひ太宰府との関係のある食材を相互に提供できないかというお話を持ちまして、さきの11月にがめ煮、ずいきのおつけを出したところでございます。

なお、それで子供たちにそのときの状況について聞いてみたんですけれども、やはり子供にとっては違った食べ物という部分でしょうか、実は今回太宰府からたくさん給食支援をいただいたということで7月に感謝の意味を込めまして同じメニューを出しました。それで、私も初めて食べさせていただきましたけれども、やはりなかなかふだん食べなれてい

ない部分がありまして、こういう使い方するんだなど。特にずいきは、私はずいきは干したものだんですけども、あれは生でやるものですからちょっと食感が違う部分を感じましたけれども、それでやはり違う土地には違う食文化があるということを改めて感じた次第です。ただ、子供たちにつきましては、二百何回のうちの1回ということもまたあるのでしょうか。ただ、こういった経験が毎年毎年やっていく中で、太宰府、それからあと今後は奈良、天童ともいろいろ、季節の関係もありますけれども、加えて進めていきたいなと思っているところでございます。

○雨森委員

わかりました。それで、太宰府からの食文化、それから多賀城から太宰府に対して食の文化、伝達ということも行われているわけですか。

○佐々木学校教育課長

太宰府ともやっております。ただ、すみません。詳細につきましてはちょっとまだ今私資料がないので申しわけございません。

○雨森委員

私もある子供が、1人の意見なんですけれども、こういった話を児童に聞きましたら、ああ、そんなことあったっけなんてさらっと流しましたが、今おっしゃるように何百回の給食の中に1回それが入ったとしてもなかなか感じない子供もいたようであります。あるいはまた、即そういうものを感じ取る子供もいるのではないかと思うんですが、これは文化です。前にも申し上げているんですけども、これにプラスアルファ、やはり学校の交流、作文とか、あるいはまた春夏秋冬の絵、そういったものの交流を含めて、その上に食の文化を乗せていかないとより深くお互いに理解できないのではないかと、そのように考えるんですが、課長、いかがでしょう。

○佐々木学校教育課長

ただいまの意見につきましては大変貴重な意見であるとともに、今後の取り組みを充実できると思いますので、今後考えさせていただきたいと思います。

○雨森委員

では、また来年の決算に同じ質問させていただきますので、今お話の中で期待しながらよろしく願いいたします。ありがとうございました。終わりです。

○金野委員長

あと何名ぐらいおりますでしょうか。

○深谷委員

二つお伺いします。

151ページの歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業、これ毎回大好評で申し込みが始まった当日に電話したらもういっぱいですみませんというような、私も断られました。当日、会場には入らなくとも見させていただいて、その方々にお話聞くと、多賀城市以外の方も大多数いらっしゃるのかなというふうに思うんですけども、僕の意見として聞いていただければと思います。申し込みの段階で一応多賀城市民というふうにたしかうたっている、いないですか。

○永沢生涯学習課長

今のお尋ねはチケット販売するときに多賀城市民を対象にしているということをお尋ねしているということですね。言っておりません。

○深谷委員

歴史とクラシック音楽によるまちづくりの一環ということで、やはりまちづくりの対象として市民という定義は広いんですけども、多賀城の市民の方々がこの文化センターのよさであったりだとか、音楽のよさであったりだとか、乳幼児、保護者というのを市民というものをある程度優先してもよろしいのではないかなというふうに思います。市民に限定するわけではなく、市民の中で行きたいという人が行けるような枠を用意することも必要なのではないかなというふうにも思うんですけどもいかがでしょう。

○永沢生涯学習課長

この歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業以外のすべての文化センターでやる事業、ほとんど今まで文化事業協会の自主事業でやっておりましたけれども、多賀城市民と市民以外の方々と格差というのは残念ながらつけにくいといいますが、つけておりませんでした。したがって、この歴史と音楽のシンフォニー・シティ事業も全くそのやり方をしたんですけども、どういう方法でできる方法があるのかどうか、その研究してみる価値はあるのかなというふうに今ちょっと感じました。

○深谷委員

例えば、一緒に芸術鑑賞協会の会員という方がいらっしゃいます。21年と22年度で比べると250、300近くふえているんですけども、例えばそういうふうなところで市民と市民以外の方との例えば分類をしてみるとか、例えば最初の段階では、この間劇団四季がございましたよね。あれは多賀城市内の学校を最初にやって、結果として門戸を広げた部分が最終的にはあったと思うんですけども、やはりそういったやり方をして、多賀城市の税を投入する部分としては市民にまちづくりの中で音楽というものを聞いていただく環境を推すためにはそういった部分も必要かなと。要は、まずは市民を対象にさせていただいて、そこで埋められない部分に関してはそれ以外のところからも持ってくるという方法もありかなというふうに思いますがいかがでしょう。

○永沢生涯学習課長

今いろいろ考えてみたんですけども、正直言ってかなり難しいかなという印象は持ちます。そのチケット販売するわけですから。ただ、文化センター以外で、去年アウトリーチというのをかなりやりましたけれども、例えばそういうスタイルで子育てサポートセンターに行ったりそういう方法でお聞きいただくようなことはあるいはできるかもしれません。ただ、今御指摘の趣旨は大変わかりますけれども、はい、わかりましたという答えはちょっとしにくいというのが現実であります。

○深谷委員

それはもちろんでございます。ただ、行った人たちとか、この間のキャスルでやったのも本当に申し込み始めて15分後に電話したときにはもう入れませんというような結果があるので、多分ほかの方々も結構いらっしゃるのかなというふうに思うので、多賀城市のまちづくりのあり方としてクラシック音楽によるまちづくりを掲げるわけですので、市民の文化の向上であったり、そういう向上という部分を考えればちょっと考えなければい

けないのかというふうにも思うので、一緒に考えさせてください。よろしく申し上げます。

それから、教育委員会全般といいますか、135 ページの各学校の学校費、中学校ももちろんなんですけれども、この報償費、需用費、役務費、委託料、これは教育委員会の予算と教育費としての予算のやつは一応ことしは 22 年度、24.7%の減ということで、教育環境の整備で学校の耐震化であったり、体育館の耐震補強であったり、公民館の耐震改修工事ということでの部分はわかるんですけれども、学校独自の裁量として予算を組んで学校の、例えば校長先生の出したい教育色であるとか、そういった部分をもう少し酌んであげられるような自由裁量のあるような予算というのもつけていったいいのではないかなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

○鈴木副教育長(兼)教育総務課長

この 135 ページのこれは各小学校でございますが、平均すると児童 1 人当たり 6,100 円ぐらいの平均値になっております。中学校の場合は 141 ページになりますが、約 8,900 円ぐらい。これは平均値というふうなことでございます。この中でそれぞれ必要に応じて学校の方で、これはあくまでも学校の教育の中身として、いわゆる授業に関係するものというふうなことでお使いいただいているというふうなことで、例えば 50 万ぐらいとか 100 万ぐらいとかを学校の裁量で自由にどうぞというふうな予算の組み方ももちろんあるのかもしれませんが、現状の中で自由裁量で好きなものを例えば購入していくというふうなことについては、まだちょっと現段階では考えておりません。

○深谷委員

ちょっと言葉は間違ったかなと思うんですけれども、自由裁量というか、新潟県の長岡かな、教育基金をつかって、例えば学校ごとにプレゼンをさせるようなものをして、ある中学校では武道大会を見に行くとか、ある中学校では音楽の、宮城県で言うと仙フィルみたいなのを呼んで独自のそういうコンサートを企画して聞くとか、そういうふうな学校だけで考えるという、学校の自由裁量の予算というか、要するに決められた範囲の中でこの報償費でとか、需用費だとか、役務費だとかという部分で、学校の中で必ず必要なものに使っているだけであって、教育に対してのその予算という、確かに全部教育の予算なんですけれども、環境も何もかも。そういうふうな学校の、校長先生たち、あと現場の先生たちのもっとやりたいことというか、こういうことを伝えていきたいとか、そういうふうな部分もある程度、これは予算として学校に配分しなくても、例えば基金のようなものをつかって、学校からちゃんとプレゼンを受けた上でこういうのだったらこれぐらい出してもいいとかそういうふうな枠をつかっていくことも今後多賀城の教育を考えていく上では必要なのではないかなというふうに。毎年決まった額でこういうふうな報償、全部合計で人数に割って出てるだけで、多賀城の特色ある教育をするのは学校で、その現場で子供と接している先生方、校長先生がやはり考えられるところというのものではないかなと。また、実際にそれをやっている教育委員会もございましてできないことではないと思うので、同時に災害復旧、これからやっていくに当たって、どうしても削ってはいけないところかなと。これからはぐくんでいく子供たちの予算ですので、そういったところもぜひ調整していただいて、教育にはお金をかけなければいけないかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○金野委員長

以上で一般会計の質疑を終結いたします。

ここでお昼の休憩といたします。再開は、午後 1 時。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○金野委員長

全員おそろいですので、再開いたします。

市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長。

○菊地市長

先ほどちょっといいニュースがございまして、私の携帯に村井知事から電話がございまして、今国土交通大臣と会うところだったんだという話だったんですけども、3次補正にインターチェンジと4車線化、これをのせる手続に入りますということで間違いございませんということだったものですから、今議会やっているので皆さんに発表してよろしいですかと言ったら、大丈夫ですということだったんで、下手するときょうの河北新報かあしたの河北新報あたりには具体的に載るかというふうに思います。皆さんのおかげだということで、本当にありがとうございました。よろしく申し上げます。

○金野委員長

市長以下、関係機関の皆さんの御努力に委員長として厚く御礼を申し上げます。

- 議案第 56 号 平成 22 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について
- 国民健康保険特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○金野委員長

次に、平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に入ります。

それでは、国保会計の説明を求めます。課長。

○大森国保年金課長

それでは、平成 22 年度多賀城市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

資料 8 の 50 ページをお願いいたします。

初めに、一般状況の 1 国民健康保険の加入状況でございます。

いずれも平成 22 年度の数値で申し上げますと、世帯数は市全体が 2 万 4,540 世帯、国保が 8,649 世帯、国保の加入率が 35.2%でございます。人口及び被保険者数は右端の合計欄でございますけれども、市全体が 6 万 2,289 人、国保が 1 万 5,589 人、国保の加入率が 25.0%でございます。

なお、国保の被保険者数の内訳でございますけれども、表の中央部にございます。一般が 1 万 4,731 人、前年度に比較しまして 217 人の減でございます。退職が 858 人で前年に比較しますと 385 人の増でございます。

なお、再掲としまして、前期高齢者の人数を記載しておりますけれども、4,705 人で前年度に比較しますと 56 人の増になってございます。一般と退職合わせて合計 1 万 5,589 人で 168 人の増でございます。

次に、2の被保険者異動状況でございますけれども、この表につきましては年度中の異動状況を種別ごとにまとめた内容になってございます。いずれも年度中の増の合計、年度中の減の合計で申し上げますと、増の計が3,429人、減の計が3,089人で差し引きで340人の増でございます。

次に、経理状況でございますけれども、平成22年度決算状況でございます。

歳入総額が55億6,483万3,109円、前年度に比較しまして3.1%の増でございます。歳出総額が55億5,231万3,228円で3.0%の増になってございます。歳入歳出差引額は1,251万9,881円でございます。

この表右側の歳入歳出差し引きの内訳につきましては、この決算の承認を受けた後ということになりますけれども、財政調整基金の方へ700万円を繰り入れし、平成23年度へ551万9,881円を繰り越したいというものでございます。

次に、国民健康保険事業の財政調整基金の保有高について申し上げます。

各年度5月末現在になりますけれども、平成22年5月末で2億7,053万7,347円。その後の増分としまして、昨年の決算積み立てが1,000万円、利子分が37万6,305円でございます。そして、年度末でございますけれども、特別会計の収支の関係がございまして、基金を取り崩して繰り入れた額が2億7,000万円でございますので、23年5月末では1,091万3,652円となっているのものでございます。

なお、基金の積み立て先としましては、現在仙台農協の方に積み立てしているところでございます。

次に、2の平成22年度退職医療関係でございます。

この表にありますとおり、療養給付費等支出額が3億325万864円、第三者納付金等収入額が4万1,684円、保険税収納額が1億870万2,692円、老人医療費拠出金相当額が187万3,208円、調整対象基準額が3,143万1,534円となっております。以上の金額で算出した療養給付費交付金の対象額が2億2,780万4,230円で、この金額が交付を受けるべき対象額になります。その下の交付金交付決定額が収入済みの金額でございますので、2億772万8,000円でございます。したがって、この差額2,007万6,230円が平成23年度に追加交付になる見込みのものでございます。

次のページをお願いします。

歳入関係の1国民健康保険税率でございます。平成21年度と22年度の比較を記載しておりますけれども、変更があった部分としましては、右側の課税限度額ですけれども、医療分の限度額が47万円から50万円に、支援分の課税限度額が12万円から13万円に上がっております。それ以外のところでは、所得割、資産割の率、均等割、平等割の金額につきましては21年度、22年度とも同じ内容になってございます。22年度で数値を申し上げますと、医療分の所得割が5.9%、資産割が23.9%、均等割が2万3,760円、平等割が2万6,640円、限度額が50万円でございます。

次に、支援金分ですけれども、所得割が1.5%、資産割が6.1%、均等割が6,000円、平等割が6,840円、課税限度額が13万円でございます。

介護分につきましては、所得割が1.1%、資産割が7.5%、均等割が8,160円、平等割が4,680円、限度額が10万円でございます。

次に、2の国民健康保険税の収納状況について説明させていただきます。

○佐藤収納課長

国民健康保険税の収納状況について御説明申し上げます。

現年度分ですが、平成 22 年度は調定額 13 億 4,829 万 9,100 円で、対前年度比 96.8%でございます。

なお、括弧内は退職被保険者等国民健康保険税を再掲したものでございますが、数値の説明は省略いたします。

2 を飛ばしまして収納額、④でございますが、11 億 7,117 万 7,489 円で、対前年度比 95.6%でございます。

不納欠損額は 3 万 4,700 円でございます。

未収金は 1 億 7,708 万 6,911 円、対前年度比は 104.8%でございます。

収納率につきましては 86.9%となっております、前年度と比較し 1 ポイント低下しております。

続きまして、滞納繰越分でございますが、調定額は 5 億 5,048 万 6,720 円で、対前年度比 104.6%でございます。

2 行飛ばしまして収納額でございますが、8,002 万 7,911 円で、対前年度比 101.7%でございます。

不納欠損額は 5,880 万 2,412 円で、対前年度比 92.8%でございます。

未収金は 4 億 1,165 万 6,397 円、対前年度比 107.2%でございます。

収納率は 14.5%となっております、前年度と比較し 0.5 ポイント低下しております。

現年分、滞納繰越分を合わせた合計の収納率は 65.9%となっております、前年度と比較し 2 ポイント低下してございます。

参考でございますが、県内の市の中で 13 市中 5 番目の収納率となっております。

最後に不納欠損について御説明申し上げます。

現年度分と滞納繰越分合わせて 5,883 万 7,112 円の不納欠損を行っております。人数にしますと 507 名でございます。昨年は 519 名でございました。

初めに、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定によるもので、財産なし、生活困窮等の理由により執行停止後 3 年経過したものでございますが、これは 96 名、金額にしまして 1,011 万 8,404 円でございます。

次に、第 15 条の 7 第 5 項の規定によるもので、滞納処分できる財産がなく、即時に欠損したもの、具体には本人死亡で財産がない場合等でございますが、これにつきましては 14 名で、金額にして 151 万 2,609 円でございます。

最後に、法第 18 条第 1 項の規定によるもので、これは法定納期限等から消滅時効期間の 5 年を経過したものでございますが、これは 397 人で金額にしまして 4,720 万 6,099 円でございます。

○大森国保年金課長

次に、52 ページ、3 の国民健康保険税調定額（現年度 1 人当たり）でございます。

一般の区分で平成 22 年度が 8 万 4,098 円、退職が 12 万 7,558 円、合計しますと 8 万 6,490 円で、合計の対前年度比が 95.7%でございます。このうち退職の現年度 1 人当たりの金額が大きく減っておりますけれども、この理由としましては、一般状況の方で御説明申し上げましたとおり、退職の被保険者数は増加してございます。21 年度中につきましては、年度途中からの増加が大きかったために年度の平均値として人数が少なくなったために金額的に大きくなったものでございます。22 年度については、年度中平均的に推移しましたので、人数の平均値が上がり金額が減ることになったという内容でございます。

次に、4 の国庫・県支出金等の状況でございます。

平成 22 年度の国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金が 11 億 4,117 万 3,538 円で、これは保険給付費等の 34%分でございます。

表の下に米印がありまして、国庫支出金には翌年度精算額を含むというふうに記載されております。現時点では金額確定しておりませんけれども、このうち一部については返還が生じる見込みでございます。

次に、高額医療費共同事業負担金は 3,092 万 6,968 円で、これは高額医療費の共同事業拠出金の 4 分の 1 でございます。

特定健康診査等負担金は 516 万円で、これは特定健診、特定保健指導の負担金で 3 分の 1 でございます。

普通調整交付金は 3 億 6,459 万 8,000 円で、これは国保の財政力に応じて交付されるものでございます。

次に、特別調整交付金の欄ですけれども、3,385 万 930 円でございます。これは特別調整交付金 3,357 万 6,000 円と高齢者医療制度円滑運営事業補助金 27 万 4,930 円を合わせたものになってございます。

なお、特別調整交付金につきましては、その年度の特別な財政事情のほか、財政運営良好、経営姿勢良好などの項目に対して交付されたものでございます。

次に、出産育児一時金補助金で 196 万円でございます。これは平成 21 年の 10 月から制度改正で一時金の額が 4 万円増額となっておりますけれども、その 2 分の 1 の金額分の補助金でございます。

次の介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成 21 年度に新設されたものですけれども、21、22 の 2 年間だけ交付されるもので 216 万 3,459 円でございます。

これらの国庫支出金の合計で 15 億 7,983 万 2,895 円で、対前年度比が 102.6%でございます。合計額では、前年に比較しまして 4,076 万 8,329 円の増加でございます。

次に、療養給付交付金 2 億 2,671 万 3,603 円でございます。これは退職医療にかかわるものでございまして、先ほど 50 ページの方で説明申し上げたものでございます。

次の前期高齢者交付金 9 億 6,084 万 8,909 円でございますけれども、これは前期高齢者の給付費見込み額に前期高齢者の後期高齢者支援金の額を加えて調整対象額をマイナスしたものでございます。

次に、県支出金でございますけれども、高額医療費共同事業負担金が 3,092 万 6,968 円で、これは国庫支出金と同額でございます。

特定健康診査等負担金は 516 万円で、これも国庫支出金と同額で特定健診、特定保健指導の負担金で 3 分の 1 分でございます。

1 号交付金は 2 億 374 万 8,000 円で、これは保険給付費等に対する 6%分でございます。

2 号交付金は 2,530 万 3,000 円で、これはレセプト点検分、保健事業分等に対し交付されたものでございます。

次の乳幼児医療費補助金は 246 万 4,000 円で、これは乳幼児医療助成事業の運営強化補助金分で県から交付されたものでございます。

これら県支出金の合計が 2 億 6,760 万 1,968 円で、対前年度比が 97.9%でございます。

次に、共同事業ですけれども、高額医療費共同事業交付金が 1 億 5,164 万 4,565 円で、これはレセプト 1 件当たり医療費の 80 万円を超える部分の 100 分の 59 が交付されたものでございます。

次に保険財政共同安定化事業交付金につきましては 5 億 1,151 万 8,797 円で、これはレセプト 1 件当たりの医療費が 30 万円を超え 80 万円までの金額から 8 万円を控除して 100 分の 59 を交付されるというものでございます。

これら共同事業の計が 6 億 6,316 万 3,362 円でございます。

以上の合計が 36 億 9,816 万 737 円で、対前年度比が 99.6%でございます。

次に、歳出関係のうち保険給付の状況でございます。

平成 22 年度の療養の給付と療養費を合わせた療養諸費の合計欄で申し上げますと、件数が 24 万 8,527 件、金額が 33 億 6,274 万 4,600 円で、対前年度比が件数では 100.8%、金額では 103.0%でございます。

次に、高額療養費でございますけれども、合計欄で申し上げますと 5,515 件、金額が 3 億 8,948 万 3,922 円、対前年度比が件数で 103.9%、金額で 104.9%でございます。この中には平成 21 年度から始まっております高額介護合算療養費が含まれておりまして、13 件、28 万 3,995 円でございます。

次の移送費は支出がございませんでした。

出産育児一時金は 87 件、3,634 万 6,455 円でございます。

葬祭費は 81 件、金額で 405 万円、対前年度比 8 件の減でございます。

後期高齢者支援金等は 6 億 2,019 万 8,877 円、前期高齢者納付金等は 99 万 8,030 円でございます。

老人保健医療費拠出金は 773 万 8,643 円で、対前年度比 10.2%でございます。

介護納付金は 2 億 6,844 万 5,158 円で、対前年度比が 107.9%でございます。

これら保険給付の合計が 46 億 9,000 万 5,685 円ございまして、対前年度比が 100.5%でございます。

次の 53 ページをお願いします。

一番上の 2 療養諸費費用額でございます。これはいわゆる医療費と言われているものでございまして、22 年度の一般と退職合わせた合計が 46 億 1,387 万 2,276 円でございます。なお、参考としまして、(2)前期高齢者分を再掲してございます。対前年度比については合計欄で 102.7%でございます。

次、3 の療養諸費費用額（1 人当たり）でございますけれども、22 年度の合計欄で 29 万 5,970 円、対前年度比が 101.6%でございます。

4 の療養諸費保険者負担額、これも 22 年度の合計欄で申し上げますと 33 億 6,274 万 4,600 円で、対前年度比が 103.0%でございます。

次に、5 療養諸費保険者負担額（1 人当たり）、こちら 22 年度の合計額で申しますと 21 万 5,713 円で対前年度比が 101.9%でございます。

次の 54 ページでございます。

こちらは平成 22 年度の決算状況、それから療養諸費の保険者負担の支出状況につきましてそれぞれグラフにあらわしたものでございますので、参考にござらんいただければと思います。

次の 55 ページ、56 ページをお願いいたします。

こちらは平成 15 年度から平成 22 年度までの国民健康保険特別会計の決算の推移でございます。こちらの表ですけれども、収入と支出に区分しまして、上段に収入、下段に支出を記載しておりまして、その下に収支の差し引きを記載しております。

平成 22 年度の欄をござらんください。右側、56 ページの方にありますけれども、平成 22 年度の欄をござらんください。前年度比で増減の大きかった部分、それから特徴的な部分などについて御説明したいと思っております。

初めに、収入欄の方ですけれども、一番上の国民健康保険税、21 年度と 22 年度を比較しますとマイナス 3.96%となっております。20 年度と 21 年度の比較でもマイナス 2.70%でございましたが、制度改正のありました 20 年度以降、3 年連続でマイナスになっている状況でございます。

次に、上から 3 番目に国庫支出金がございます。国庫支出金につきましては、先ほど内訳を御説明いたしましたとおり、普通調整交付金、特別調整交付金などの増によりまして前年度比で 4,076 万 8,329 円の増となっているものでございます。

次の 4 段目になりますけれども、療養給付費交付金 2 億 2,671 万 4,000 円で前年比 53.17%の伸びでございますけれども、こちらは退職被保険者の増に伴うもので、先ほど 50 ページの方で御説明申し上げたとおりでございます。

それから、収入欄の合計欄の三つ上になりますけれども、基金繰入金としまして 2 億 7,000 万という記載をしております。昨年度の最終補正予算では基金の繰入金を基金の全額 2 億 8,053 万 7,000 円と見ておりましたけれども、保険給付費の伸びなどの状況によりまして 2 億 7,000 万円を繰り入れして収支のバランスをとったという状況でございます。

また、その下に一般会計繰入金、財政支援分 295 万 8,000 円がございます。こちらは 22 年度の最終補正予算の際には予算額としましては 1 億 1,025 万 8,000 円を見ておりまし

たけれども、最終的に国保税の還付分 295 万 8,000 円の繰り入れだけで終わりました約 1 億円の一般会計からの繰り入れは行わずに決算を迎えることができたというものでございます。

次に、支出欄でございますけれども、上から 2 段目の保険給付費でございます。こちらは 22 年度の決算額 38 億 563 万 5,000 円でございます、伸び率が 3.24%でございます。22 年度の最終補正の際には、医療費の支出状況等を見まして伸びを 4.37%で見えておりましたけれども、最終的に 3.24%でおさまったということでございまして、予算額としましては、その 1%の関係で 4,167 万 3,000 円の予算の不用額が生じているものでございます。なお、内訳につきましては、先ほど資料の方で御説明したとおりでございます。

それから、支出の小計欄、予備費の上に諸支出金 1 億 160 万 5,000 円がございます。前年度比で大きく伸びておりますけれども、これは国庫支出金等の返還金が平成 22 年度に生じたことによるものでございます。

以上によりまして、単年度収支としましては 1,252 万円のプラスということでございますけれども、財政調整基金を繰り入れしていることもございまして、単年度収支差、一番下の欄でございますけれども、マイナスの 2 億 6,794 万 8,000 円になっておりまして、この単年度収支につきましては平成 19 年度以降、引き続いてマイナスの状況になっているものでございます。

次に、資料の 5 をお願いいたします。

資料 5 の 11 ページ、12 ページのところでございます。

決算の事項別明細書、初めに歳出の方から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費でございます、不用額が 170 万 2,368 円ですが、その主なものは 11 節の需用費で消耗品、印刷製本費、12 節の役務費で通信運搬費などの執行残でございます。

2 目の団体負担金、不用額が 470 円でございますけれども、19 節負担金の執行残でございます。こちらは備考欄にありますとおり、予備費から 312 万 7,000 円を充用してございます。これは国保連合会のシステム最適化経費の分担金を支出したものでございますけれども、12 月の末に支払いの通知が来まして 1 月末が納期だったために予備費からの充用で対応させていただいたものでございます。

○佐藤収納課長

2 項 1 目賦課徴収費は、不用額が 206 万 8,858 円でございますが、各節の執行残でございます。

備考欄でございますように、予備費 160 万円を充用しておりますが、これは昨年 4 月から非自発的失業者の税の軽減制度が創設され、早急に課税システムを改修する必要があったことから充用してございます。

○大森国保年金課長

次に、3 項 1 目運営協議会費で 5 万 9,700 円の不用額でございますが、各節の執行残でございます。

4 項 1 目趣旨普及費で 13 万 6,500 円の不用額でございますが、これは 11 節需用費の執行残でございます。

13ページの2款1項1目から2款1項4目までの療養給付費、それから療養費につきましては、先ほど資料の方で御説明したとおりでございます。

なお、1目の一般被保険者療養給付費から1項4目退職被保険者等療養費に9万7,000円、2項1目一般被保険者高額療養費に60万6,000円、2項2目退職被保険者等高額療養費に1,165万4,000円を流用してございます。

次に、5目審査支払手数料につきましては、不用額16万9,843円ですけれども、13節委託料の執行残でございます。

2項の高額療養費につきましても、先ほど資料8の方で御説明申し上げましたとおりでございます。

なお、1項の一般被保険者高額療養費に1項1目一般被保険者療養給付費から60万6,000円、2目退職被保険者等高額療養費から453万4,000円を流用してございます。

また、2目退職被保険者等高額療養費に1項1目から1,165万4,000円を流用してございます。

これら流用した内容としましては、医療費の関係が退職被保険者の増に伴って退職分の増が大きかったことに対応したものが主なものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

3項1目移送費、それから2目の退職被保険者等移送費につきましては、執行がございませんでした。

4項1目出産育児一時金は、不用額397万8,165円ですけれども、先ほど資料8で御説明申し上げました87件分でございます。

2目の支払手数料は、不用額4,620円ですけれども、委託料の執行残でございます。

5項1目葬祭費につきましては、不用額135万円ですけれども、先ほど資料8で御説明申し上げました81件分でございます。

次の3款後期高齢者支援金等、それから4款の前期高齢者納付金等、それから次のページになりますけれども、5款の老人保健拠出金、それから6款の介護納付金ですけれども、ここまですべてにつきましては、先ほど資料8の方で御説明申し上げましたとおりでございます。また、不用額につきましては、それぞれ各節の執行残でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金で不用額126円ですけれども、19節の執行残でございます。こちらに予備費から552万5,000円の充用を行っております。こちらは最終補正の際に平成22年11月時点の見込みで算定しておりましたけれども、その後見込み額が変更増になったために予備費充用で対応したものでございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、不用額1,965万5,219円ですけれども、19節の執行残でございます。不用額が大きくなってございますけれども、1目の高額医療費の共同事業拠出金と同様に最終的に見込み額が大きく変更になったことによるものでございます。

3のその他共同事業拠出金につきましては、不用額751円ですが、19節の執行残でございます。これは退職者医療共同事業の事務費拠出金分でございます。予備費から3,000円充用してございます。

次の19ページでございますけれども、8款1項1目保健衛生普及費につきましては、不用額143万6,875円ですけれども、各節の執行残でございます。

○浦山健康課長

次に、2目特定健診事業費で不用額21万4,482円は、各節の執行残でございます。

あと、3目の特定保健指導事業費で不用額96万9,036円も同じく各節の執行残でございます。

○大森国保年金課長

次の9款1項1目基金積立金で不用額1,035円ですけれども、25節の執行残でございます。

次の10款1項1目公債費の利子につきましては、執行がございませんでした。

○佐藤収納課長

11款諸支出金ですが、次のページをお願いします。

1項1目一般被保険者保険税還付金は672万7,510円の執行残でございます。これは、本年2月の第1回定例会で固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税の還付金として20年間分の還付金と還付加算金を増額補正いたしました。が、課税資料が保存されている平成12年度から21年度分までの10年間の分の還付にとどまったことが残が生じた主な理由でございます。

なお、11款1項2目へ退職被保険者等保険税還付金として3万円を、同項3目へ一般被保険者還付加算金として2万8,000円を、同項4目退職被保険者等還付加算金として6万8,000円を、同項5目償還金へ4,000円をそれぞれ流用しております。

2目退職被保険者等保険税還付金は386円の執行残でございます。

なお、同項1目から3万円を流用しております。

3目一般被保険者還付加算金は125万14円の執行残でございますが、これは先ほど説明した1目の一般被保険者保険税還付金で説明した内容と同様の理由でございます。

なお、税額補正に伴う還付加算金として同項1目から2万8,000円を流用しております。

4目退職被保険者等還付加算金は186円が執行残でございます。

なお、税額補正に伴う還付加算金として同項1目から6万8,000円を流用しております。

○大森国保年金課長

次に、5目償還金につきましては、不用額372円でございますが、23節の執行残でございます。平成21年度の療養給付費負担金、財政調整交付金の超過交付に伴う償還、補助金の精算による返還分などでございます。

なお、高齢者医療制度円滑運営補助金分の返還分が不足したため、1目から4,000円を流用しております。

次に、2 項 1 目一般会計繰出金については支出がございませんでした。

次に、12 款 1 項 1 目予備費は 519 万 7,000 円の不用額でございます。これは各項目で御説明いたしましたとおり、1,025 万 5,000 円をそれぞれ充当させていただきまして、その残額が不用となったものでございます。

ここで、歳出の関係で主要な施策の方から 1 点御説明させていただきます。

資料 7 をお願いいたします。

資料 7 の 190 ページでございます。

8 款 1 項 1 目の保健事業でございますが、ちょうど中段に(3)脳検診補助がございます。こちらについて御説明申し上げたいと思います。

22 年度でございますけれども、40 歳から 5 歳刻みで 70 歳の方まで 1,747 の方が助成対象者でございます。そのうち 528 人の方から申し込みを受けまして、実際助成を受けた方は 390 人で対象者に対しまして 22.3%でございました。

その下に 21 年度と 22 年度の比較の表がございますけれども、22 年度につきましては 21 年度の償還払い方式から受診券を配付する現物給付支給方式に改めたことなどございまして、21 年度に比較しまして 116 件、率にしますと 6.6%の増となっております。

なお、受診者のうち要治療等の診断を受けた方が 15 人ございまして、この方々のうちお二人が服薬の治療に入っておりまして、8 人が経過観察という状況でございました。

脳疾患の場合でございますけれども、病気が進んでから治療に入ることになりますと多額の医療費がかかる。あるいは、命にかかわることにもなりかねないということがございますので、早期発見、早期治療、医療費の適正化の面からも効果が上がっているものと考えてございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

それでは、先ほどの資料 5 の 1 ページにお戻りください。

○佐藤収納課長

1 ページ、よろしいでしょうか。

歳入の説明を始めます。

一番上の行になりますが、1 款国民健康保険税全体でございますが、予算現額、計の欄です。12 億 9,492 万 1,000 円に対しまして、調定額 18 億 9,878 万 5,820 円でございます。収入済額 12 億 5,271 万 7,100 円、不納欠損額 5,883 万 7,112 円、収入未済額 5 億 8,874 万 3,308 円、備考欄の収入済額中、還付を要する額は 151 万 1,700 円でございます。

次に、款、項、目ごとに予算現額、調定額、収入済額を説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、予算現額 11 億 9,351 万 6,000 円に対し、調定額 17 億 7,058 万 4,577 円、収入済額 11 億 4,484 万 8,306 円でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税は、予算現額 1 億 140 万 5,000 円に対し、調定額 1 億 1,820 万 1,243 円、収入済額 1 億 786 万 8,794 円でございます。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、予算現額 100 万円に対し、調定額、収入済額ともに 110 万 5,600 円でございます。

○大森国保年金課長

次の 3 ページをお願いいたします。

3 款 1 項国庫負担金の 1 目療養給付費等負担金から 4 目の特定保健指導負担金までにつきましては、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げましたとおりでございます。

2 項の国庫補助金 1 目の財政調整交付金から 4 目の高齢者医療制度補助金までにつきましても、先ほど御説明したとおりでございます。

次の 4 款療養給付費交付金、それから次のページになりますけれども、5 款の前期高齢者交付金、6 款の県支出金、7 款の共同事業交付金までにつきましても、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げましたとおりでございます。

次に、8 款 1 項 1 目利子及び配当金でございますが、予算現額 47 万 1,000 円に対し、収入済額 46 万 9,965 円でございます。

次のページをお願いいたします。

9 款 1 項 1 目基金繰入金で予算現額 2 億 8,053 万 7,000 円に対しまして、収入済額が 2 億 7,000 万円でございます。これは歳入歳出収支不足分を繰り入れしたものでございまして、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げましたとおりでございます。

次の 2 項 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金で、予算現額 1 億 8,872 万 3,000 円に対し、収入済額 1 億 8,872 万 2,274 円でございます。

2 節職員給与費等繰入金、予算現額 8,618 万 1,000 円に対し収入済額も同額でございます。

3 節出産育児一時金繰入金、予算現額 2,560 万円に対し収入済額 2,304 万円でございます。

4 節財政安定化支援事業繰入金ですけれども、予算現額 2,479 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額でございます。

5 節その他一般会計繰入金、予算現額 1 億 1,272 万 2,000 円に対し収入済額 542 万 2,000 円でございます。この収入済額の内訳でございますけれども、乳幼児医療費の助成事業運営強化費補助金分ということで 246 万 4,000 円、それから国民健康保険特別会計への財政支援分で国民健康保険税の還付分で 295 万 8,000 円でございます。この予算額と収入済額との差額で 1 億 730 円になってございますけれども、この内容につきましては、先ほど資料 8 の方で御説明申し上げましたとおり、一般会計から財政支援分として繰り入れしていただく予定のものをさせていただかないで決算を迎えることができたというものでございます。

次に、10 款 1 項 1 目療養給付費交付金繰越金は収入がございませんでした。

2 目その他の繰越金で、予算現額 797 万 9,000 円に対し収入済額 797 万 9,801 円でございます。

○佐藤収納課長

11 款 1 項 1 目一般被保険者延滞金は、予算現額 257 万 9,000 円に対し収入済額 363 万 6,440 円でございます。

2 目退職被保険者等延滞金は、予算現額 1,000 円に対し収入済額 3 万 1,871 円でございます。

○大森国保年金課長

2 項 1 目市預金利子で、予算現額 1,000 円に対し収入済額 2,265 円でございます。

次のページをお願いします。

3 項 1 目一般被保険者第三者納付金ですが、予算現額 200 万円に対し収入済額 235 万 1,156 円ございまして、これは 25 件分でございます。

2 目退職被保険者等第三者納付金で、予算現額 50 万円に対し収入済額 1 万 5,869 円で、これは 1 件分でございます。

3 目一般被保険者返納金で、予算現額 10 万円に対し収入済額 14 万 6,174 円でございます。これは 1 件分でございます。

4 目退職被保険者等返納金で、予算現額 1,000 円に対し収入済額はございませんでした。

5 目雑入でございますが、予算現額 1,000 円に対し収入済額 5 万 4,857 円ございまして、非常勤職員の雇用保険の掛け金などでございます。

次に、同じ資料の 25 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 55 億 6,483 万 3,000 円、歳出総額が 55 億 5,231 万 3,000 円、歳入歳出差し引きが 1,252 万円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額が同額の 1,252 万円でございます。

最後に、実質収支のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額が 700 万円でございます。

以上で説明を終わります。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。柳原委員。

○柳原委員

資料 5 の 8 ページ、一般会計繰入金ですが、これが予算現額の 5 番のその他一般会計繰入金で、1 億 1,272 万 2,000 円が収入済額で 542 万 2,000 円となって予算より 1 億円以上の繰入金が少なくて済んだという説明でしたが、この原因として調整交付金、普通調整交付金と特別調整交付金が予想より多かったということと、あと医療保険給付費の伸びが予想より低かったという理解でよろしいのでしょうか。

○大森国保年金課長

その繰入金が1億円をもらわずに済んだのは、細かい要因はいろいろありますけれども、大きな要因としましては、今委員おっしゃったとおり、保険給付費の関係と、それから国庫支出金のうち普通調整交付金と特別調整交付金の関係でございます。

○柳原委員

昨年12月議会で国保の値上げ案を審議したわけですが、それからこの決算まで、期間にしたらこれは何カ月ぐらいになりますか。

○大森国保年金課長

補正予算を算定してからということになりますと4カ月ぐらいかと思います。

○柳原委員

わずか4カ月ぐらいで予算と1億円以上の繰入金の差が出てくるということは、随分額が大きいなと。そうですね。1億に対して542万円ですから、これはちょっと額が大きいと思うんですが、やはり医療費の伸びの見積もりをちょっと過大にしたということと、あと交付金の額もこれぐらい来るだろうということで予算に組み込んであったと思うんですが、それもちょっと誤っていたということになると思うんですが、そうなりますと、私は昨年の12月議会の審議のときのこの見通しがちょっと甘かったのではないかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○大森国保年金課長

見込みよりも1億円違っていたということについてはそのとおりでございますけれども、ただその医療費の見積もりが過大だったかということについては、決してそのようなことはなかったというふうに思っております。その時点でそれまでの過去の3年間の医療費の動向を見ておりましたし、それから22年度、そこまでの医療費の動向等を十分検討してやっておりますので、決して医療費の見積もり自体が過大だったということはないというふうに思っております。

それから、国の交付金関係でございますけれども、どうしても年度末にさまざまな算定の方式とか算定係数とかが決まるという形に毎年なっておりますので、補正予算を算定した時点で見積もれるものについては十分見積もって算定したということで、結果的にはこのようになりましたけれども、決して過大だったとか、その見通しが甘かったとかそのようなことではなかったというふうに思っております。

○柳原委員

このわずか4カ月でこれぐらいの差が出るということですので、1年間にしたらもっと大きな差が出るのかなと思います。それで、国保税15%値上げしましたが、もっとシビアに見積もれば15%より少ない値上げでもよかったのではないかなという今思いがしているんですがいかがでしょうか。

○大森国保年金課長

その時点では22年度の見積もりと、それから23年度、24年度までの見込み、3年間の見込みを立てて、その財源不足分を半分は税率の改正で賄って、半分は一般会計からの財政支援で賄っていくという考え方でございました。その時点での算定につきましては、先ほど申し上げましたとおり、決して過大とか見通しが甘かったとかということではなかったというふうに思っておりますので、3年間の財政の状況を見てということで上げておりますので、今後の状況もしっかり見ていきたいというふうに考えております。

○竹谷委員

今の答弁聞いておって、やはり値上げしての決算ですから、値上げした後、当初計画どおりに推移しているのか、それとも22年度予算は値上げのときの推移より良好な決算を迎えたのか、その辺をきちっと整理しておかないと、値上げしたときの帳じりの問題が出てくるのではないかとこのように思いますので、値上げしたときの22年度の推計は予定どおりであったのか、それとも予定より決算としてどういう評価になっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○大森国保年金課長

その値上げの算定、財政推計ということで22年から24年までを推計して値上げをしてきたということでございますけれども、22年度につきましては一般会計からの財政支援約1億円をもらわずに済んだという点から見ますと、国保会計からすると良好な形で終わったというふうにとらえてございます。それは先ほども柳原委員の方に御回答申し上げましたけれども、医療費が4%をちょっと超えるぐらいの見積もりをしておりましたけれども、実際には最後の見積もりよりも低い3.24%で済んだと。1%ちょっと低い医療費の支出で済んだということがございますし、あと国からの交付金等が予定していた財政推計時の見積もりからは少し多目に来たというそういう点からも良好な決算になったというふうにとらえてございます。

○竹谷委員

良好という、もともと値上げするときは1億何ぼ投入して何とかとんとんでやりながら3年間の推移を見てやったと思うんです。ですから、そこで結果的に何%なりが医療費で下がった。それから、交付税が、国の負担が広がったと。それは見通しがつかなかったという理由になりますよね。そうすると、今後の値上げのときはそういう見通しもある程度つけていかないとまずいのではないかと。極端に言う、1億円は一般会計も厳しいから問題はあるんですけれども、もし一般会計の1億はそのままにして基金にしておいて3年を4年に延ばすという方法だってあるわけです。ありましたから、はい、返しますと。そうすると、なくなった、また値上げですという悪循環になってしまうのではないかと。だから、その辺の1億円なら1億円を結果的に一般会計から22年度はいただくんですよという中での値上げを求めていったのではないかと。はなから一般会計から1億円返しますという値上げの計算ではなかったのではないかとこのように思うんです。その辺はいかがですか。

○大森国保年金課長

一般会計からの財政支援の関係でございますけれども、最終補正で1億円の補正をしたわけでございますけれども、その税率改正のときの考え方といたしましては、国保の財政調整基金で約2億8,000万円持っていて、それを全部おろしても足りないので1億円支援していただくという考え方でございました。結果的に基金からの繰り入れが2億7,000万円で済んで、基金の残高があるということで、その財政支援分、一般会計からの財政支援分については求めなかったということでございます。

○竹谷委員

結果的にそうだったんです。それは結果論なんです。私言っているのは、少なくとも値上げの幅の問題で22年度に議論したわけです。その幅が、例えば極端にそのことによって決算したら3,000万円ぐらい、悪いけれども剰余金として残ったというならわかるんです。1億円という大きな金が残ったとなると、値上げをするときの積算根拠に信用性がな

なくなってくるのではないか、信頼性が。なぜをそれを行った。やったことだからしょうがない。結果論だからそれはいいんですけれども、今後のやはり値上げ等のかかわる資料の出し方に疑問が出てくると。結果はこう出たけれども。また結果はこう出るのではないか、上げ方が多いのではないかと下げればまた赤字になるということもあるんです。ですから、その辺の見通しをやはりきちとした説明しておかないとまずいのではないか。できましたら返すのではなく、その金を有効的に使って、3年でも4年でもあと値上げしないように対策を講じていくということだって一つの施策だと思うんです。

ただ、一般会計の会計管理者はそのぐらいもう要らないんだから返してくれというのが当然の理屈でしょうけれども、ただ国保の会計、値上げのことを考えたとすれば、そういうようなことの施策というものが大事ではないかというふうな気はするんです。もうとにかく値上げするとこれやりますと言って値上げを計算しているわけです。決算終わりました。値上げの結果とは違いました。1億円残りました。はい、会計に戻しますと。ではないのではないかという気がしてならないんです。

そうすると、努力によってあなたのところがそういうふうにしたとすれば、その国保の保険金を、例えば3年でなく4年でも、5年でもそのまま維持していけるのではないかというぐあいに財政の活用というのはするべきではないのかなと。そうでなければ、国保の値上げのときの数字の出し方に問題があるのではないかなということになってしまうので、その辺、国保に言っても、いや、国保は返してくれと言え返さざるを得ないんだという、単独だからそうなんだという、福祉部長はそんな顔して答弁したいところでしょうけれども、そうではないと思うんです。そこはやはり会計同士でよく話し合いして、国保の長期的ビジョンはこうだからこうしていこうやと、今回はこうだけれどもこれは返さなくてもいいから国保の基金として活用していくべきではないかという議論はされているのかなということで、されてないのではないのかな、これだけだったから1億円返してください、いや、返しますという議論になっているのではないかというふうな気がするんですけれども、その辺はいかがですか。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

まず、これは会計区分の根本の話になってくると思いますけれども、国民健康保険は特別会計でございますので、特別会計は特別の財源で特別の事業を行う。これが基本になってまいります。その中で、事業運営については国保税を財源として、あるいはその交付金を財源としてこれは運営されるものであって、ただ昨年議論の中では、それをその財源だけでやっていったときに値上げ率が極めて高くなって市民生活に非常に影響を与えてしまう。そういうことで、本筋ではないにしても一般会計からその赤字分の半分を補てんするという考え方をとっております。したがって、22年度においても赤字が発生すれば、その赤字額の半分は一般会計から補てんをするという基本的な考えになっております。幸い国保会計の財調を取り崩して、それでも実質的には2億7,000万円の赤字だったということになるわけでございますけれども、そこで賄えたということでございます、これはそもそもほかの会計の法律上の繰り出しと違って国保会計に制度上繰り出す金額ではなくて赤字の補てんという措置でやっているものですから、余ったから返すとかそういう概念ではないんだらうというふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思いません。

○竹谷委員

それはあなたはそう言いますよ。当然です。一般会計を守る立場はそう言います。当然の理屈。しかし、国民健康保険税の値上げをできるだけとめていこう。それは市長の政策で入ってきている。市長の政策というのは市の政策ですよ。で、その分を出しているわけ

です。言ったように、2億7,000万出しているわけです。実質単年度で赤字なわけです。であれば、私は何もそれをあなたの論法で自動的に返すのではなく、その中で政策予算を使いながらできるだけ健康保険税を値上げしないような政策を打ち出していくというやり方も健康保険税の健全な運営を考えるために必要ではないか。

1億出したのは、少なくとも市民のために負担を軽減させてやろうという信念ですから、その金は有効的に活用して市民に対して国保税をできるだけ値上げしないような政策を打ち出していくのが、私は大事ではないかと思うんです。そこは副市長の答弁と私の考えの違うところなんです。政策で出したんでしょう。政策で出したとすれば、それは国民健康保険税の軽減に出したんだから、それを末永く使ってできるだけ国民健康保険の値上げをしない施策に変えていくべきではないのかという私の発想なんです。その発想の違いがあるんですけども、私はそういう発想にすべきではないのかと。私はそう思うんです。そうでないと、改正したとき趣旨がおかしくなるんです。余計上がるから、軽減分を出すから、このぐらいでおさめましょうという話になる。それで、我々もしようがないと。そこまで一般会計もやるのであればいいでしょうということで私は賛成しているんです。ですから、国保の会計もこれからもできるだけ値上げをしないで現行どおり進めていく政策の一つとして、1億円を一般会計にやるのではなく、それを活用してもっと国民健康保険税の安定的な運営をしていく資金に活用すべきではないのかというのが私の論法なんです。ですけれども、あなたと話しても多分かみ合いません。福祉部長はそうしてもらった方がいいんです、担当者は。違います。そうしてもらった方がいいと思います。私はいいと思うんです。そうでなかったら値上げのときの説明に整合性がとれてこないと。いかがですか、福祉部長、何か所見あるならどうぞ。

○内海保健福祉部長

確かにそういった考え方も私どもの方としては理解できないわけではないんですけども、実は今回の値上げの案をお諮りしたときに、次の制度改革までといいますか、次の制度改革が常に頭にあったということで、いわゆる22年度単年度で考えていた、23年度単年度でというふうな形ではなかったかと思います。ですから、ある意味で、特に医療費の延びの部分や何かについては、そのぶれ幅がやはり単年度であれしますと大きくなってしまおうという結果にもなるかと思えます。ですから、そういったことも考慮に入れると、当初算定した30%の幅というふうなことを計算したわけですが、それでは先ほど副市長の方からも言いましたように、余りにもその上げ幅として大きいということで一般会計からの繰り出しということになったと思います。ですから、今回たまたま22年度の決算でこのような形になりましたけれども、23年、次の制度改革までにどういった方向になるかというふうなことについては、もうちょっと我々の方としても、今回の決算の結果も踏まえてさらに精度を高めて予測をしてみたいというふうに思っております。

○竹谷委員

政策の問題だから、制度が改正されるまでは、その1億円というものは基金として残しておきながら、そして医療費の上下を自由裁量で国保会計で活用していきける仕組みにしておいた方が国保会計を扱う人としては、担当としては、私はいいのではないかと。赤字になったらまたお願いしますになる。ただ、いや、一般会計がきつから出せません。そうすると、副市長の先ほどの答弁でいけば、値上げしなければいけない。だから、私はそれを言っているんです。そうして、自由に使う。悪いですけれども、そういう上下に活用できるような資金に財政調整基金か何かで納めて、それはむだ遣いするわけでないです。それで、制度改革になって何かの問題があれば、その部分は残っていれば一般会計へ返すことだって可能なわけです。これは政策論争だから何ぼ言ってもしょうがないです。今後いろいろな公共事業の値上げ、料金の値上げというものについては、少なくとも一般会計で出

すものは出す、黒字したからそれを返すのではなく、その資金を運用してできるだけ料金の定着化を図るという施策を私は重んじていくべきだということを、私の考えを提言して質問を終わります。

○金野委員長

ここで休憩に入ります。休憩時間は15分といたします。再開は20分。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 開議

○金野委員長

それでは、再開いたします。

○根本委員

ただいまの議論でございますけれども、竹谷委員の言っていることも当然一理ありますし、副市長の特別会計というそういう視点からすれば、副市長のおっしゃるとおりでございます。問題なのは、昨年がこの問題が財源不足が生じるということで、たしか財源不足額は7億5,000万円でしたね。7億6,000万円。7億5,000万か6,000万。それで、22年度は財調を全部崩して足りない分を市が1億ちょっと補てんすると。22年度は市民の皆さんから22年、23年度で15%の分を税率改正をして2年間保険料の税を上げるというふうにして、この3年間で暫定的な枠組みをつくったんです。25年度に国の医療の改正があるかもしれないので、それまでの3年間の暫定にしましょうと。これは市政だよりもきちっと載せて、市民の皆さん、15%負担してくださいと。市でも15%負担しますと、こう言っているんです。だから、問題なのは、このたび1億繰り入れしなかったということをもまずわきまえて、22年度はどうなのか、23年度と24年度の決算を踏まえて、25年度からの保険料の税の改正の段階で、例えば5年間の税の改正をするときに、もし万が一23年度も24年度も一般会計から繰り出さなくてもいい額、その合算分は市民との約束ですから、その分は次の税の改正のときに考慮すると。もし万が一市が半分負担しなくてもいい状況になった場合、これは市民との約束だから、私は次の税の改正のときにやらなければいけないと、こういうふうに思っているんですけれども、その考え方はどう思いますでしょうか。

○鈴木副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長

これは先ほどもちょっと申しましたけれども、一般会計から国保特会に対する制度繰り入れのお金ではないんです。あのおとき御説明申し上げましたように、発生が予想される赤字額の半分は国保税の極端な値上がりを防ぐために、予想される赤字額の半分は一般会計からお手伝いをしますということなんです。それで、値上げ幅を15%に抑えるということで始めました。それで、昨年の議論の中でも一部議員の中からも、今度市民といっても全員が国保会計に入っているわけではないわけです。世帯で3分の1、人口で4割です。ほかの人たちは別な健康保険の制度に入っているわけです。そうすると、二重払いが出てくるというそういう懸念もありますという議論もありました。そういった中でいろいろ審議をしていただいた中で、予想される赤字額の半分ぐらいの補てんだったらということで御理解をいただいてこの制度になってきているものですから、赤字額が発生するしないを問わず、その金額を国保会計にそのままストレートにずっと入れ続けるというそういう趣旨ではなかったというふうに私は理解しております。

○根本委員

いや、私、そこに入れるかどうかの議論をしているのではないんです。この問題は、そもそも市民との約束をしているわけです。市政だよりもきちんとして、30%の値上げの分の半分は保険税負担している人にしてください。その半分は市で負担しますよということも市政だよりもきちんとして載せてますね、部長。きちんとして載せているんです。だから、市民の皆さん、国保に関して入っている人は、例えばこの話を聞いたならば、えっと思うはずなんです。ただ、22年度、23年度、だからといって保険税を改正するわけにいかなくて、暫定なので、その間のトータルで見なければいけないと私は思うんです。ただ、基本的な考え方としては、やはり市民との約束であるし、半分ずつにしましょうと言った。国保税の負担する方にそういう約束をしている関係上、結果的に市で負担しなくなったんだけど、市民の皆さんは15%負担してくださいということになってしまうということ、これは暫定的にやった保険税の改正にしては、これは市民に理解を得られないと、私はこう思うんです。だから、その辺はしっかりと私は手当てをしていかなければいけないと、こう思うんです。これは次の結果を見て、23年、24年度の決算を見て、25年度の保険税の改正のときにそれを考慮するということが前提にないと、私たちも市民の皆さんに説明が成り立たないと、こう思うんです。

さっき副市長がおっしゃったけれども、それは前回の国保税の改正のときに私も申し上げて、それは社会保険に入っている人も二重の負担になるのではないかと議論も皆やりました。それを乗り越えて今この場に来ているわけですから、だからそれはちょっととっておいて、これは市民との、国保税に加入している人の約束事だということを前提にして、暫定なんだということを前提にすると、それはそれでやはり24年度までの決算を踏まえて25年度以降にその分は配慮をしないと、こういうことではないと、私はなかなか市民の皆様を理解を得られないと、こう思うんです。だから、そういう方向性でぜひ検討すべきではないかと。まだ23年度、24年度の決算ないですから、一概に今回のだけを見ては言えないんですけれども、万が一そういう方向性で行ったならばそうすべきであると、こう思います。市長、いかが思いますか。

○菊地市長

今、根本委員おっしゃったようなことだというふうに私も思っております。

○根本委員

よろしくをお願いします。

それから、もう1点、資料7の190ページなんですけれども、脳ドック検診、これは21年、22年、ことして3年目ということでございまして、比較をすると、担当課長も非常に効果が上がっているという評価の言葉がございました。これはこれで私も評価をしたいと思えます。

ある市民の皆さんから、40歳から70歳までなんです。国保関係する人は74歳です。75歳からは今、後期高齢、これから医療費の改正になってどうなるかちょっと今のところはわかりませんが、こういう高齢化社会になって75歳でも80歳でも非常に元気な人がいると。せめて75歳と80歳までやっていただきたいような意見があるんです。そうすると、本当はこの国保会計で言うべき話ではないのではないかと問題になってくるんですが、ただやはりここに脳ドック検診というのが入っている以上、ここを通じて市の考え方、施策の考え方を問うてみたいと、こういうことでございまして御了解いただいて、そういう市民の皆さんがいらっしゃるということなんですけれども、これについて保健福祉部長は担当所管の部長として、この市民の意見をどう受けとめますでしょうか。

○内海保健福祉部長

この関係につきましても、ようやく制度が定着して皆さんに知れ渡ってきたわけですので、もうちょっとその辺の様子を見させていただいて、次の階段上がれば上がってみたいというふうに思いますけれども、今の時点ではちょっと明快なお答えは差し控えさせていただきますしたいと思います。

○金野委員長

よろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

- 老人保健特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○金野委員長

次に、平成 22 年度多賀城市老人保健特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

それでは、資料 5 の 30 ページをお願いいたします。資料 5 の 30 ページでございます。

平成 22 年度多賀城市老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

この老人保健特別会計でございますけれども、平成 22 年度をもって廃止となっております。

なお、全体的な点で説明に入る前に申し上げさせていただきますけれども、平成 22 年度におきましては、医療給付費の支出はございませんでした。そのため歳入歳出とも前年度までの精算分がほとんどでございまして、支払基金、国、県、一般会計への返還分などが主なものとなっているものでございます。

初めに、30 ページの 1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、不用額 8,409 円でございますけれども、各節の執行残でございます。

2 款 1 項 1 目から 4 目の審査支払手数料までは支出はございませんでした。

3 款 1 項 1 目償還金、2 目還付金につきましては、支払基金、県などへ確定による返還を行った後の執行残でございます。

2 項 1 目一般会計繰出金につきましては、21 年度の精算分などを一般会計に繰り出した後の執行残でございます。

4 款予備費につきましては、3 款 2 項 1 目一般会計繰出金の不足に充てるために 91 万 3,000 円を充用してございまして、不用額が 28 万 3,000 円になってございます。

次に、同じ資料の 26 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目医療費交付金は、1 節現年度分、2 節過年度分とも収入がございませんでした。

2 目審査支払手数料交付金につきましては、1 節現年度分で予算現額 6 万 9,000 円に対し調定額、収入済額とも 390 円でございます。

2 節過年度分は収入はありませんでした。

2 款 1 項 1 目国庫支出金の医療費負担金、それから 3 款 1 項 1 目県負担金ですけれども、それぞれ 1 節現年度分、2 節過年度分とも収入はありませんでした。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金で、予算現額 231 万 7,000 円に対し収入済額 591 円でございます。内訳は、事務費分の繰入金となっております。

5 款 1 項 1 目繰越金で 1 節前年度繰越金ですけれども、予算現額、収入済額とも 260 万 7,747 円でございます。

6 款 1 項 1 目延滞金と 2 目加算金は、収入がございませんでした。

次のページをお願いします。

6 款 2 項 1 目第三者納付金で、予算現額 1,000 円に対しまして収入済額 10 万 5,000 円でございますが、これは 1 件分でございます。

2 目返納金で、予算現額 12 万 8,000 円に対しまして収入済額 13 万 1,969 円でございます。これは合計 4 件分でございます。

3 目過年度収入、4 目雑入につきましては、収入がございませんでした。

次に、34 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 284 万 6,000 円、歳出総額が 284 万 6,000 円、歳入歳出差引額がゼロ円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、基金繰入額等についてはございませんでした。

次に、主要な施策の成果でございますけれども、今の決算の事項別明細書の中で御説明申し上げますので、省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

● 後期高齢者医療特別会計（歳入歳出説明・質疑）

○金野委員長

次に、平成 22 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。国保年金課長。

○大森国保年金課長

同じ資料の 39 ページをお願いいたします。39 ページでございます。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては 173 万 851 円の不用額でございますが、その主なものは需用費の印刷製本費、役務費で通信運搬費、ほかに委託料などの執行残でございます。

2 項 1 目徴収費で不用額 76 万 425 円ですけれども、役務費などの各節の執行残でございます。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては 1,711 万 8,048 円の不用額でございますが、19 節負担金補助及び交付金の執行残でございます。この納付金の決算額 4 億 45 万 4,952 円につきましては、3 月までの保険料の納付分に保険基盤の安定繰入金分をプラスした内容となっております。

3 款 1 項 1 目保険料還付金につきましては、35 万 8,900 円の不用額でございます。

3 款 2 項 1 目他会計繰入金につきましては、支出がございませんでした。

4 款予備費につきましては支出がございませんでしたので、102 万 8,000 円の執行残でございます。

次に、同じ資料の 35 ページをお願いいたします。

初めに、保険料でございます。こちらには記載ございませんけれども、平成 22 年度の年度平均の被保険者数でございますけれども、5,182 人になってございます。5,182 人で、昨年が 5,007 人でございましたので 175 人の増加になってございます。それらの方々に係る保険料でございます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 1 節の現年度分で、予算現額 3 億 5,317 万 8,000 円に対しまして収入済額 3 億 4,779 万 9,000 円でございます。現年度分の収納率は 98.29%でございます。

2 節滞納繰越分で、予算現額 161 万 7,000 円に対し収入済額 173 万 1,300 円でございます。

次に、2 款 1 項 1 目督促手数料は、予算現額 1 万円に対しまして収入済額 8 万 3,300 円でございます。

次に、3 款 1 項 1 目一般会計事務費繰入金につきましては、予算現額 1,274 万 8,000 円に対し収入済額が 906 万 4,563 円でございます。これは歳出の 1 款の総務費の執行残が大きかったことにより事務費の繰入金も少なかったというものでございます。

2 目保険基盤安定繰入金につきましては、予算現額 5,969 万円に対し収入済額 5,968 万 9,452 円でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金につきましては、予算現額 301 万 5,000 円に対し収入済額 301 万 4,670 円でございます。

5 款 1 項 1 目延滞金につきましては、予算現額 1,000 円に対し収入済額 8,000 円でございます。

2 項 1 目保険料還付金は、予算現額 70 万円に対し収入済額 34 万 2,100 円でございます。

2 目還付加算金につきましては、予算現額 1,000 円に対し収入済額はございませんでした。

3 項 1 目預金利子につきましては、予算現額 1,000 円に対し収入済額 379 円でございます。

次のページをお願いします。

4 項 1 目雑入につきましては、予算現額 1,000 円に対し収入済額 6,044 円でございます。これは雇用保険の掛け金などでございます。

次に、同じ資料の 43 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が 4 億 2,173 万 9,000 円、歳出総額が 4 億 996 万 5,000 円、歳入歳出差引額が 1,177 万 4,000 円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支は 1,177 万 4,000 円でございます。

次に、主要な施策の成果でございますけれども、ただいま事項別明細書の中で主な内容を説明申し上げておりますので、省略させていただきたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○金野委員長

以上で説明を終わります。

これより歳入歳出一括質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

以上で質疑を終結いたします。

○金野委員長

お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○金野委員長

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす 10 月 6 日は、午前 10 時から特別委員会を開きます。

本日は本当に御苦労さまでございました。

午後 2 時 39 分 延会

決算特別委員会

委員長 金野 次男